

平成22年 第2回沼田町議会定例会（1日目）会議録

平成22年 6月17日（木）

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 邊 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	山 木 一 男 君
教育委員長	植 木 和 美 君	農業委員会	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	生 沼 篤 司 君	総務課長	神 憲 彦 君
地域開発課長	横 山 茂 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	栗 中 一 弘 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	谷 口 勲 君	保健福祉課長	吉 田 憲 司 君
和風園園長	中 山 利 之 君	旭寿園園長	浅 野 信 行 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松 田 剛 君	次 長	後 藤 一 昭 君
-----	---------	-----	-----------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 平 嘉 則 君	書 記	川 嶋 智 君
------	-----------	-----	---------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 4 5 号	職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 6 号	沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 7 号	沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 8 号	沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 9 号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 5 0 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第 5 1 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第 5 2 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第 5 3 号	北海道市町村備荒資金組合規約の変更について
議案第 5 4 号	平成 2 2 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 5 5 号	平成 2 2 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 5 6 号	平成 2 2 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 5 7 号	平成 2 2 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 5 8 号	平成 2 2 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 5 9 号	平成 2 2 年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
議案第 6 0 号	平成 2 2 年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 6 1 号	平成 2 2 年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第 6 2 号	教育委員会委員の任命について
報告第 1 号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
報告第 2 号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
報告第 3 号	財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提

	出について
発議第 2 号	行財政等調査特別委員会の設置について
意見案第 5 号	北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書 (案) について
意見案第 6 号	石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求 める要望意見書 (案) について
意見案第 7 号	ワクチン接種に関する意見書 (案) について

開 会 10 時 03 分

(開 会 宣 言)

○議長 (杉本邦雄議長) 定例会を開会する前に御出席の説明員、並びに傍聴者の方々へ議長より一言申し上げます。本日議会におきましては、軽装のまま議案の審議を行いますことを予め申し添えます。説明員におかれましても、上着を脱いで議会に望んでいただきたいと議長より提案いたします。

只今の出席議員数は 10 人です。定足数に達していますので、本日をもって招集されました、平成 22 年 2 回沼田町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長 (杉本邦雄議長) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、8 番、中村議員、10 番、渡辺議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長 (杉本邦雄議長) 日程第 2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議をされておりますので、議会運営委員長から報告を願います。絵内委員長。

(議会運営委員会報告 絵内委員長登壇)

○委員長 (絵内勝己委員長) おはようございます。平成 22 年第 2 回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。去る 6 月 11 日午後 2 時 30 分から議会運営委員と正副議長出席のもとに議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、

今定例会に提出される案件は、諸般報告 2 件、一般質問、町長に対して 4 人 7 件、教育長に対して 1 人 1 件、更に専決処分 2 件、条例について 5 件、平成 22 年度補正予算案 8 件、報告 3 件、規約変更 4 件、任命 1 件、また議長に提出されました、陳情書 6 件のうち、3 件を上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところであります。以上付議事件全般について審議致しました。結果、今定例会の会期としては、本日 17 日木曜日から 18 日金曜日までの 2 日間とすることで意見の一致をみております。以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から 18 日までの 2 日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 18 日までの 2 日間に決しました。

（諸 般 報 告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第 3、議長の諸般報告につきましては、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

（町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第 4、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

（西田篤正町長 登壇）

○町長（西田篤正町長）おはようございます。平成 22 年第 2 回の定例会を招集申し上げましたところ、時節柄ご多用のところ全議員のご出席を賜りましたことを、厚く感謝とお礼を申し上げたいという風に思います。只今から一般行政報告を申し上げます。

（以下、一般行政執行方針を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）次に教育長。

（松田 剛教育長 登壇）

○教育長（松田 剛教育長）教育行政報告を申し上げます。

（以下、教育行政執行方針を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）以上で一般行政報告並びに教育行政報告を終わります。ここで休憩と致します。直ちに全員協議会を開催致しますので、議員の皆様は議員控え室にお集まり下さい。

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第5、一般質問を行います。町長に対して一般質問を行います、通告順に順次発言を許します。3番、高田議員、「公共施設における禁煙の推進状況について」を質問して下さい。

○3番（高田 勲議員）3番高田でございます。私は沼田町が所有しております施設における、禁煙、分煙の実施状況につき質問致したいという風に思います。

ご存知の通り今年に入りまして、年度末に厚生労働省が公共施設を全面禁煙とする通知を、各自治体に通達しております。健康増進法という法律に基づく、あくまでも努力義務に留まり、罰則規定等はない様であります、その対象は民間の交通機関の駅、空港、ターミナル、あるいは民間の屋外競技場、遊技場、娯楽施設等も範囲に含まれております。

さて、沼田町ではほたる館のレストランがもう何年前になるんでしょうか、いち早く全席禁煙となりました。私はその時、私もたばこを吸うんですが、こういう時代になったんだなという風につくづく感じました。この役場庁舎内も2年前の4月だという風に記憶してございますが、全面禁煙となりました。今日のように議会日程があるときは、私は先輩議員と屋上に行きまして、楽しく親しくコミュニケーションをとりながら、議会の間の美味しい一服を味わっております。先ほども申しましたが、私も喫煙者の一人であります、何年かの訓練でもありましようか、我慢することには多少慣れたかなという風な気がします、まだまだタバコをやめるには至らず、結構ヘビースモーカーなんじゃないかなという風に思いながらタバコを吸い続けてる一人であります。

現在町が所有している屋内施設における禁煙、分煙の状況については別刷りの資料で事前に提出していただいております。今後どのようにどこまで進めていくのか、例えば敷地内禁煙等も視野に入れているのかをまずお伺いしたい。

それと、未だに禁煙、分煙が未実施の施設、資料見てみますと観光情報プラザ、商工会であります制限なし、ここも指定管理者になっておりますが特にあそこはですね、バス停、バスの待合所の性格がある。この辺をどのようにこれから進めていくのかっていうことが、特に聞きたいのがこの辺1点。

それともう1点はほたる館であります、ほたる館は部屋は喫煙可、宴会場も喫煙可だと思います。この辺はこのまんまにしておくのか、それともこれから禁煙分煙を進めていくのか、この2点について、具体的なこれからの進め方についてはこの2点について、あとは全体的に敷地内禁煙等も視野に入れて禁煙を進めていくの

か、お考えをお伺いしたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）既に禁煙に至っている経過等についてはご質問の中でお話がありましたので省略しますが、時代の流れと言いますか、もう世の中はそういう方向に行ってますんで、でどういう方向にいくのかと言えぱですね、はっきり申し上げますと、禁煙状態を作り上げるというのはこれはもうやむを得ない状況かという風に思っております。

私もたまたま資料もらいまして、柔剣道場がまだ分煙というようなことででございましたので、何故そんな状況なのかということを確認しまして、4月の1日から禁煙にするという教育長のお話でしたので、ほぼ町が直接係わっている部分についてはですね、町民会館の分煙、これも改修の時に非常に問題、内部で問題にしたんですけれども、現状やっぱり結婚式だとか色々な催し物の使用する状況の中で、全く今の状況でゼロということは厳しいだろうということで、たまたまあのスペースを分煙の部屋にしたんであります。これも私どもの貰ってる資料で、3月9日ですね、国が出しているその防止対策から行きますと、これももうだめですよという時代になってきたのかなと、そんな風に思っております。これらはその推移を見ながらですね、対応させて頂きたいという風に思いますが。各地区のコミュニティーセンターあるいは、今のお話でありました商工観光プラザ、情報観光プラザですね、これらについてもですね、やはり私どもとしてはそういう時代の流れの中で協力を求めてく姿勢が必要があるんでないかなとそんな風に思っております。バス停を兼ねてる、待合所もあるというようなお話でありましたけれども、既に駅ですかそういうところもそういう状況になっておりますし、そうした状況から言いますとそれもやむを得ないのかなという風に思ってるところであります。

この中でですね、町民会館と私どものあれでは夜高会館ですね、これらはまだ分煙ということでもありますけれども、町民会館については申し上げましたとおり、そういう方向でやってかんきゃならんと思いますし、この夜高会館についても同じような方向でやっぱり対応してかんきゃならんかなとそんな風に思っております。温泉につきましてもですね、将来的にはやっぱり時代の流れの中でそれぞれのホテルですとか、宴会場が対応している状況を等十分把握しながらその流れの中で対応してかんきゃならんという風に思いますが、今のところは各部屋はですね喫煙が出来るような状況だという風に聞かされております。クリスタルですとか和室ですとか、様々な宴会の場所についてはその会合によっては禁煙にしてくれというその利用者からの申し出があるということもありますんで、それらについては禁煙扱いにしている。そんな扱いで、取扱がバラバラになってるようでもありますけれども、これも今申し上げましたように近いうちにですねどういう方法がいいのか、十分温泉とも、

現場とも調整しながらですねその分煙の扱いをどうするか、あるいは全面禁煙するのか、そういうようなところも検討させていただきたいなと思ってます。

ホテルなんかでも禁煙のそのあれがないようなところには泊まらないというお客さんが結構今増えてきてるようでありますから、そうした時代の流れも十分掴みながらですね、十分また連携をとって対応をさせていただきたいという風に思います。

○3番（高田 勲議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）あの、将来の敷地内禁煙の話はまた、再質問の中でお答えいただければいいかなという風に思います。

そこでですね、明日はですね禁煙分煙になった町民会館で大規模改修後、初めてのパーティ的な事業である商工会の青年部、女性部が主催するチャリティービールパーティが開催されます。チャリティーでございますので、ここ力を込めて言っておきたい。あの私も今月に入りまして10日ほど前から毎晩あんどんの、商工会のあんどんの作業所で、後輩であるかわいかわい青年部のメンバーと毎晩のように顔を突き合わせながら色んな話をしながらあんどんを作ってるわけですけども。ほとんど毎晩のように彼らから、なんとかならないんですかねという風に問いかけられます。今年は何とかチケット売れても、来年以降非常にチケットも売りにくいよという話も聞かされております。あの彼らはチャリティーも含めて部の活動資金のために一生懸命チケットを販売してるわけなんですけども、未だに誰一人としてチケット販売した相手に、実は禁煙になりました分煙になりましたっていう話はお客さんに出来てないようなんですね。私もですね、先輩議員に5枚ほど買って貰ったんですけども、まだ誰にも言ってませんし、さっき一般質問の時にちょっと言ったらいや俺行かねえっていうように、後ろにいたんですけども。先日彼らとちょっと話したんですけども、彼らは彼らでやっぱり主張があるんですよ、でこの主張を彼らの主張を細かくメモしながら私聞いたんで、これからいくつか何点かに分けて話していく、それを再質問にしたいと思います。あくまでも私が言ってるんでなくて、彼らが言ってるわけでその辺をお含みおきいただきましてお聞きいただきたいんですが。

まず1点目ですが、今町長ほたる館のそのクリスタルの喫煙、禁煙、宴会の喫煙、禁煙の話したように、民間で結婚式やなんかを行っているパーティ会場なんかでは、今も、本来は禁煙の方いいんでしょうけども、喫煙、禁煙の判断っていうのは今本町長おっしゃったように、主催者の判断によるところが多いんですよ。で現に先週の土曜日かな、行われたほたる館で行われたビールパーティも灰皿がそこにあった訳です、タバコは吸えました。町民会館のですね、講堂とかホールで会議中とか大会中に、例えばこの間寺島先生が来たような講演中にタバコを吸わせと言って

るわけでは、彼らはないんです。宴会やパーティの時に限りその趣旨、宴会パーティの趣旨にのっとして、主催者の判断に任せてはどうなのでしょう、という風な主張をしておりました。これがまず1点目であります。

先ほども申しましたけれども、先週のビールパーティはいち早く、タバコ吸えた訳ですけども、いち早く禁煙に取り組んで、その町の中では先駆的な役割を果たしていただいたほたる館だという風に思いますが、町民会館でのパーティ事業、ビールパーティもありますし、今年は商工会青年部、あるいは商工会本体の周年事業、あるいは結婚式なんかでもたまに使うわけですけども、こういうパーティ事業を禁煙、会場内禁煙、分煙制度にするんだったら、ほたる館のレストランのコンセプトというのは美味しい料理と美味しい空気だっていう風に聞いているんですけども、ほたる館の宴会も禁煙したらいいんじゃないの、真っ先にほたる館も禁煙したらいいんじゃないの、だけどそれが出来ないのは、やっぱり採算性の問題でしょうね、っていう話を彼らはしてました。厚労省の通達でもですね、例えば経営に影響を及ぼすような場合は、将来的には禁煙をつていうことはうたいながらも、分煙するなり、分煙席を設けるなりして特例を設けるといような、何かそういう風な記載があったという風に私は記憶しています。これが2点目です。商工会に厳しくほたる館に甘いねっていうような意見でありました。

それから三つ目、町民会館っていうのは何のために改修したんでしょうか、町民の利用率を向上させるためです。禁煙分煙は利用率を上げるんでしょうか。チケットが売りにくくなるって商工青年も言ってるわけですから、当然やっぱり利用者は減るのかなっていう風に思います。そのための分煙禁煙なんでしょうけども、いち早く禁煙したほたる館のレストランは禁煙したことによって、じゃあ売り上げ上がったんですか。余計なお世話だという風に言われるかも知れませんが、タバコを吸わない人だけ相手に商売するほどほたる館余裕あるんですか、あとでほたる館の事業報告もあると思いますが、この辺でお酒を提供する料飲店で、まあ一般のと言っていいですけども、店内をまあ座ってるとこ、で完全禁煙にしているお店って、多分行政とか3セクがやってるお店以外にはないんじゃないかなという風に思います。何故かというとお客が減るからですね、禁煙にしちゃうと。町民会館のパーティや宴会の利用者が減少すると例えば消防の出初や、演習後の宴会、一般の結婚式等で仕出しを提供したり、飲み物を提供している商工業者のこれはビジネスチャンスが減るわけなんです。あるいは、そこで事業が終ってから周囲の料飲店に流れる人、これらの、に与える影響も大きいのかなという風に思います。逆に禁煙だから私利用するはという人も稀にいるかもしれません。ですから、尚更私は主催者の判断に任せることが賢明と思いますが、以上3つになりましたがいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの、結論から申し上げたいと思いますけれども。非常に高田議員の質問は時代遅れっていいですかね、残念ながら議員としてそういう質問っていうのは私では考えられません。今の時代の流れがそうなんですから。その中でタバコを吸いたいから、そこでタバコの機械がないから私は券を買わないなんて人はですね、恐らくごく稀だと思います。ですから商工会の青年の皆さん達がもしそういう風に言われるとすれば、やっぱり議員の立場でそれは時代の流れでそうではないよと、しかもこの町民会館っていう、館の性格から言ってもですね通常の宴会、例えばホテルの宴会場と訳が違うんですよ。公共の施設ですからここは、その中で今分煙で部屋を設けてますけれども、いやこれ作ってくれたのかっていう感謝の気持ちを言ってくれる人、それからいやここも厳しくなったねって言ってくれる人、だけど1時間や2時間我慢できるよなって言ってくれる人、様々です。しかしながら私どもはやっぱりああいう風に改修の折に分煙室を設けたって事は、町民の一定の理解を得て現在もそれは浸透してってるだろうと思います。

商工青年がそういうような強いご意見があるということであれば、私どものやっぱり担当する所管の課がですねPR活動が非常に不足だったんだろうと、町民の理解を得る為のそういう努力が足りなかったんだろうという風に思いますので、これから更にそういう努力をさせていただきたいという風に思ってるところであります。

主催者の判断でということでもありますけれども、先程申し上げましたようにホテルの色々な宴会もですねそういうような禁煙の場所を選ばれるというケースがかなり多くなったというお話も聞かされておりますし、私どもがほたる館のレストランを禁煙にし、その売り上げが減ったのか上がったのかというお話でありますけれども、それは僅かな時間帯ですから、売り上げの影響っていうのはほとんどありません。どちらにしてもそんな影響はないだろう、そんな風に思っておりますがこれはやっぱりあの、誤解してもらったら困るのは吸ってる人でなくて、周りにいる人たちが嫌がってるということなんです。自然とその周りでその吸ってる煙を吸うことによって、健康を害するという事なんで止めてくださいよということが国の大きな狙いですから、ビールパーティやる時にここでタバコが吸えないから券が売れないってそんなことは私絶対考えられないですね、それをむしろ売りのひとつにしてですね、2時間ぐらいですけど我慢してくださいって言ってくれるのが通常の、例えばですよ町民会館の利用する条件がそうだとすればそういう条件にあった利用をしてもらうというのが当然であります。このタバコを吸えないということで商工青年がビールパーティをここで中止したということと、それを譲歩をしてあそこ商工会でやる行事についてはタバコを吸えるんだっていう風にすることに、町民の皆さんどっちをとると思いますか。私は行政がその特定の団体にだけそういう甘いことを

するのかということに、批判的が絞られるだろうと思うんです。ですからその辺はやっぱりそういう意見もあるっていう事であれば、私どもとしても粘り強くですねそういうことを説得して行きたいなとそんな風に思っております。決してあの商工会が使うから厳しく、例えばほたる館がそういう風なだからって、それはちょっとやっぱり理屈、屁理屈って言いますかね、先ほども答弁しましたようにほたる館も将来に向けてはやっぱりそういう方向で検討してかんきゃならないという風に言っています。今一気にやるということはかなりの金をかけてやらなきゃなりませんし、その動向がどういう風になるかということも見極めながらですね、やってかなきゃならんという風に思いますので、そういうような対応で考えさせて頂きたいという風に思います。

あくまでもやっぱり私どもはやっぱり、ここまで沼田町のそのタバコに対する意識を、が変わってきてですね町民の協力体制がせっかくできて来た時に元に戻すという事はこれはまったくできませんし、時代の流れに逆行するということを先程申し上げました、そういう中で私どもの努力の足りないところについては更に努力をさせていただきたいという風に思っているところでありますので、よろしくお願いを申し上げたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）あの、商工会だから吸わせなんてことは僕言ってませんからね。あの、主催者の判断にお任せしてはどうか、そこで批判を浴びるのは主催者なんですよ、吸わせようが吸わせまいが。どっちにしても。どういう風な魅力のある事業にしてくか、町民に楽しんでもらおうかと思って、商工会だって、商工青年だって一生懸命企画してやってるわけですよ。あの、ほたる館は追ってという話になりましたけれど、いやいやそれだったらほたる館ももう今は2階のあそこの奥の方の一部ではタバコ吸えますけども、クリスタルで宴会してる時はとんと止めればいいんですよ。何故すぐ止めれないのかっていったら、やっぱり客足が遠のくのが嫌なんですよね。それだけだと思うんです。あの本当に同じことがその町民会館で我々がやろうとしている、商工会がやろうとしているイベントにも当てはまるわけです。町長やろうと思ったらとむとむ広場だって禁煙できるんですよ、あの町長の権利でね。だから本当どこまでやる気なのかって話なんですよ。

あの私恥をしのんで言いますけれども、ほたる館のレストランが禁煙になってから私はあそこのレストランに入って、飲食をしたのは今年の3月1回きりです。それ以外ありません。あの私も徹底している人間なんで3月たまたま、クラウドの置き場所を見に行った後かな、その後に宴会始まるまでちょっと時間ありましたんであそこで、多分、確か町長も副町長もいらしたし、議長も副議長もいらしたと思うけども、あそこに入ったのが私初めてです。時間は30分ほどでしたけど。こうい

うやっぱり客もいるんですよ、けどもタバコを吸わない、周りでタバコ吸われないからいいねっていう風に来る客もいるんですよ。それ何かって言ったら、その経営のコンセプトなんですよ、あの客減ってもいいからとにかく禁煙で頑張ろうよって思ってる店はそれで、そのやり方でいいと思うんですけども、あのやはり、あの町民会館がビールパーティで吸えなくて、ほたる館が吸えてるっていうのはたかが1週間の間に同じ町の施設の中でやっぱりそれ変だよなって思うのはこれ当たり前だと思うんですわ。

で、僕は再度その辺も、何でほたる館と町民会館と違うの、ほたる館だってやろうと思ったら、本当にクリスタルとか宴会場を隔離されてる訳ですから、いくらでも禁煙できるじゃないですか。それを今だにやらないのは何でなんだ、で一方の町の、商工会が集まってやるようなそういう風なイベント、結婚式もこれからあるかもしれません、あるかも知れませんが、それには吸わせないよ、全部禁煙、あそこ分煙で吸ってくださいよっていつてるわけですけども。片方は席で吸えて、片方は席で一切吸わせない。全部無条件で禁煙にすると、その辺を主催者の判断に任せなさい。主催者の判断に任せて、そこで非難を浴びるのは主催者なんです。町じゃないんです。非難を浴びるのは主催者だと思うんです。再度質問ですけどどうですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの認識がかなり私と違うんですね、やっぱり主催者に任せるといいながら批判を受けるのはその主催者だって言うんですけど、そうではなくて、会館を貸したほう、管理をしている方が批判をされるんです。これはもう絶対そういう立場になりますから。

して私どもは今回商工会がそういうことであればということで教育委員会と相談をして、分煙室が狭いと言うのであれば、ひとつの部屋だけ開放しましょうと、タバコの吸う為に。そこまで譲歩してるんですよ、それ以上お客さん、吸うお客さんがあふれてあふれてどうもならなかったら、それはまたどっかまた別な方って考えることもあるかもしれませんが、基本的には将来的にはやっぱり禁煙だという方向ですからね。それとそのほたる館でビールパーティやったときにあれで、町民会館の時はそれは禁煙だっていう、それがおかしいって言うんですけども、そのおかしいって言うことがおかしいんですよ。基本が違うんです。どうしておかしいんですか。基本が違うんです。ほたる館と町民会館の性格が違うんですよ。ですから町民の皆さん、あるいは町の議会ではほたる館も全面禁煙せっていうそういう決議をしたら私すぐにでも禁煙しますよ。だって今ほたる館を利用してる人たちは今の状態で疲弊、不平不満を言ってる人はいないわけですよ。そして徐々にそういう体制に持っていかなきゃならないことはほたる館の職員も、支配人もそういう自

覚なんです。だから当然国の流れだとか、今の世の中の流れの中でそういう方向に行かなきゃならんっていうのはわかってやってるんですよ。

ただそれが今こういう、3月にこういう通知が来たからと言ってすぐ、翌月の4月1日からやるということは中々厳しいですねっていうのがほたる館の意見ですから。そういう強い意見であれば私どもとしてはですね、来年の4月以降、ほたる館については分煙の体制をどうやって取るかということ、ほたる館と共に考えて行きたいという風に思いますが。

基本的に町民会館をそういう風にして、分煙、分煙でなくてですね禁煙、ビールパーティの時にはそういう風にはしなさいという。そうすると今やっている全ての公共施設のその禁煙の制度が崩れてしまうんです。ですから最初から認識が違います。

ですから役場の中で論議して、各課長入れて論議をしても、今の高田議員さんとはまったくずれています。私は私一人で言ってるのではなくて、それは決まったことをね、きちっと守ってもらわなければ、これは収集がつかなくなりますよ。

そういう考え方で今回はそれじゃそこまで言うのであれば一部屋だけ増やして、そこをタバコ吸える場所にしようっていうまで言ってるわけですから。本来それをやったことに対しても批判でるかもしれませんよ、この商工会のビールパーティだけ何でその部屋特別にそのタバコ吸える場所にしたって。実際にこれから消防の演習の後だとか色々使われるでしょうけども、それはそれぞれの主催者の皆さん方に理解を得て今の体制の中で協力をしてもらうという事ですから。決して商工会のビールパーティだけを禁煙にしているとそういうこと、分煙、そういうことではなくて、これから結婚式があろうと、消防の出初式の後の慰労会があろうと、全て今の体制で行くという事ですからね。それは差別してるわけではありません。そしてその中で理解をしてもらう努力を町としてはしてかんきゃならん、そんな風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、それでは次に移ります。6番、上野議員「家畜伝染病口蹄疫について」を質問して下さい。

○6番（上野敏夫議員）はい。6番、上野です。家畜伝染病口蹄疫、あの最近もまだそのテレビ、新聞活字などで口蹄疫の関係については報道が毎日のようになされておる中、沼田町においても牛が飼っている農家もあり、就農センターもある。この伝染病に対する防疫対策、とかまあ色んなワクチン関係だとか、そのような色んな必要な対策があると思うんですけど、どのように行われているのか。

また、今後沼田町の行事、色んな行事があるし、大衆的な人が集まるイベントなどもありますけど、今後町としてなるべく伝染病が、伝染してこないようにちゅうか、色んなことで考えていることがあると思うんですけど、その辺の関係どのよう

になっているかお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）既に新聞テレビで非常に国家的な危機だという風に言われてるぐらい、またあの新しく、新しい町でも出たような状況でありますけれども。沼田町としてはですね、現在のその飼育されている家畜の状況でいきますと、搾乳の農家が1件あるとご承知だと思いますけれども、ここで25頭。それから農場で今現在、和牛が38頭。それからこういうものではありませんけれども、鳥がですね、大橋さんのところで採卵用の鳥が1700羽っていうのが大体沼田で飼われている家畜の状況であります。

そうした中でですね、防疫体制としましてはJA北いぶきでですね、宮田さんに対する、農家に対しましては、消毒の石灰ですとか噴霧器ですとか踏込槽ですとか、そういうものを無償で提供して、現在あの消毒に、防除に、防疫に当たっているという状況であります。実習農場におきましても牧場の侵入口に石灰の配布をしたりですね、踏込槽による消毒、こういうものを実施しそれから牧場の入り口には関係者外の立ち入りを禁止するという看板を建てて出入りを禁止しているというのが状況でありますし。幸いといったら怒られますけれども、道道の奥美葉牛線が地すべりで交通止めになっておりますので、あの間の交通が今ないということで、これが大きな幸いした状況になっているのかなという風に思っております。こうした状況をやりながらもですね、今あの今朝も担当課と相談をしたんでありますけれども、実習農場、かなりやっぱり視察があるという事ですね、この視察を受入を中止をしなければならんだろうと。牧場だけを区切って駄目にするのか、やっぱりそうではなくて全体をやるのか、イチゴだとか椎茸の部分の実習も全部やめるっていう事にするのか、これはあのセンターとも状況詰めましてですね、近いうちに決めたいと思いますし、とりあえず、とりあえずは牛舎の方に向う町道は通行止めにするという考えであります。全体をどうするかっていうのは、ここ2、3日の内に判断をさせていただきたいなとそんな風に思っております。

それから私ども一番憂慮している、心配しているのはやっぱり鹿からの伝染ですね、これがどういう風になるかということもありますので、ハンターなんかの駆除する方たちについてもですね、そういうところの状況等が見られた場合にはすぐ通報いただくようにということで、既にお願いをしておりますし。そんな話をしたら、たまたま先般農水の政務官と、政務次官とお会いしましたら、一番おっかないのがやっぱり人間だというようなお話。人がやっぱり出ないんですね、その罹ってる状況がでないで、一番その遠出をしたり、運ぶ可能性があるのが人間だという事で、国も近く小さな飛行場も全部足踏みを置くようなことを言っておりますので、更に厳しい状況にするんだろと思いますが、そうした状況を受けましてです

ね、先般団体町の会合がちょっとありましたので、その中で理解を求めたのは牛肉祭りについては本年度中止という事で理解を、協議をさせていただき、各団体長の了承を得ましたので、本年度は中止をさせていただきます。既にポスターがもう間もなく出来上がるという事で、ポスターの中からも牛肉祭りの宣伝用の文句のあれは、削除致しましたので、本年度は中止をさせて頂きたいという風に思っております。それ以外の夜高あんどん祭りですとか、様々なその今お話あった商工会のビールパーティですとかですね、紅葉祭りですか、様々なものがありますけれども、これらについては状況の推移を見ながらですね、また各関係団体と協議をして検討したいと思いますが。現状の中今決めたのは牛肉祭りで、牧場に入るのだけはとにかく遠慮してもらおうということでの判断をさせていただいてるところでありますので、ご理解を頂きたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）今町長が言われるように一番感染の恐ろしいのは人間が運ぶっていうんかそういうことを考えると、沼田町にも色んなこう視察団も庁舎に訪れたり、役場の入り口あたりにこう消毒マットだとか、それなりのこう対応を取って行ってほしいってことと、それと7月の4日の町民体育祭があるんですけど、その時に使われるテント、これも恐らく牧場に保管されてると聞きまして、このテントの出し入れにつきましてもできたら少人数っていうんかね、限られた人で出来たら学校の小学校のグラウンドぐらいまで出し入れが出来るような対応とったら、取るべきでないかなっていうこと。更にあの万が一口蹄疫がらしく、そのよだれが出たり何かしたときにそれを対応のそのワクチンだとか、処理するということももしか起きた時の対応はどのようになっているのか、それと今牛肉祭りが中止ってこと今聞きましたけど、私としてはできたら中学校のグラウンド辺りでを使った中で開催をすると、町に経済的な効果もあるのでどうかなって今ふと思ったんですけど、その辺はもう中止って決めた以上は出来ないのかも知れませんが、その辺は町長の考えにお任せしますが、その緊急、万が一出たときの対応についてどのようなとこまで進んでるかお聞かせ下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）発生をした時の状況につきましてはですね、北海道と言いますか空知総合振興局も非常に気を使ってやってるようでありますので、これらはやっぱりうちとの状況をすぐ連絡を取って道と一体となった体制を組んでいきたいという風に思います。これ町だけでは中々出来ませんので、道は勿論国との連携をしながらまたやってくると思いますから、緊急の連絡体制だけはきちっと確保しておきたいという風に思います。

それから、テントについてはちょっと私保管場所がわかりませんので後ほど担当

課長のほうから説明させますけども、そうした危険があるとすればやっぱり出すときに消毒をして出すとかですね、最大限努力をするよう、配慮をするようにさせて頂きたいと思います。この点については農業振興課長のほうから答弁させて頂きたいという風に思います。

中学校のグラウンドという話でしたけれども、現在まだ中学校のグラウンド、学校使ってますんでね、団体長の会合の折にも他に変わるところないのかってかなりやっぱり意見を出したんですけども、出たんですけども、やっぱり無理だろうと、あの景観でやるんだからやっぱりいい状況なんだろうというお話がありまして、今考えておりますのは、今まで売っていた状況と同じような状況で町民還元用のその、夜高あんどん祭りにぶつけたその牛肉の販売はやろうと、そしてそれを農産加工場で引き取ってもらってですね、各自の家庭で、あるいは地区、部落の方、農事なら農事のところでやっても構いませんけれども、そういう風な小さな単位でやってもうために購入してもらいましょうと、そういう利便性だけは確保したいという風に思ってます。それと併せてほたる館のレストランでやっぱりその、夜高のあんどんの期間中だけ和牛のメニューをちょっと揃えてですね、町外から来て温泉で食事をされる方にもちょっと利用いただければなとそんな風に思っておりますので、そうした工夫をどの程度までやれるかどうかまた内部でよく調整させて頂きたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（栗中一弘課長）牛肉祭りのテントの関係でございますけれども、上野議員おっしゃいますように、現在あの牧場内は関係者以外立ち入り禁止ということでございますので、テントについては小学校の方で引渡しをさせていただくことを考えておりますし、また、返却につきましても消毒等を実施した上でいきなり牧場に返すというのもちょっと心配な面もございますので、一時保管するなり、十分に汚染、防疫体制を考慮したうえで取り扱いたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）先程2回目の質問の中でこう役場庁舎のね前のその、消毒マット関係とかね、できるだけこう庁舎内に入る時の防疫対策をね早急に取り上げたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）そうなりますと役場の前で、健福の前ですとかですね、ゆめっくるの前等も出てくるんだろうと思いますんで、どの辺までどうできるのかちょっとあの関係課で協議をさせていただいて、できるだけやっぱりそういう対応できるようにしたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。7番、橋場議員「沼田町表彰条例に基づく表彰の授与式のあり方について」を質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）7番。名誉町民の他にですね、表彰条例で、がありましてその中に3つの内容の表彰があります。ある時ですね、女性の方がある表彰の事がありまして、その後にですねその女性の方が私にね、こう言いましたね。私あの毎朝ずっとほとんど休まず何年も体操、ラジオ体操に来ています。で、出勤簿でないな、あの判を押したりね世話してるんだけど、私も表彰されないんでしょうかという話がありました。本当に表彰するっていうのは中々ねその難しい問題ですよ。で、この人ともう一人の人がですね、毎朝それから児童の登校、下校時にですね見守り隊をずっとやってるんですね。これは私達、私はここで偉そうな事言ってるけれども、一度もそういう事やったことありませんしね、本当に誰を表彰したらいいのかなっていうことはね、で何を表彰したらいいのかちゅうのは、中々難しいと思うんですよ。

しかし表彰条例に基づいて表彰される人がおります。ただね、今年の表彰式の時にですね、会場に入って私本当に愕然としました。表彰の中身によってねあの表彰される人の演台がね格段の差をつけた格好で出たんですね。これは、これは本当になんとしたことかなと思いました。こんなことがねこの次の時にも続けられたんではね、それは大変だなと思って、何故あんなことになったのか。でそれから今後そういう表彰

の中身によってね、ああいう表彰の仕方をするのかっていうのをね、どういう風に考えておられるか町長の答弁頂きたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）表彰のその隠れた存在って言いますか、あまり目立たないんだけど非常にやっぱり、そういうボランティア的な活動の中で一生懸命努力されているという方もいらっしゃると思いますけども、そういう人たちにつきましてもですね表彰が出来るような条例になっておりますんで、それはあの随時表彰されると思いますが、例えば今話題に出たからその方のことを申し上げますと、見守り隊というのは最近出来たばかりのあれなんですよ。ですからやっぱりこの町が表彰するということになると、やっぱりある程度年限ご苦労いただいて、そういう影ながらそういう努力をいただいたということも必要だと思いますんで、決してあのそういう方をどうのこうのという事ではありません。先般もあの交通安全の4000日、事故死ゼロ4000日達成の折にも、その人たちが一生懸命ああやってるのに何で表彰しないんだという声もありました。今言ったように年数の関係だとか、あの人たちは基本的に交通安全を目的としてやったんでなくて、子ども達のやっぱり安全を守る為に、そうすると交通安全も入るかもしれませんが、若干あれ

じゃないですかと、そういうあれであれば是非あの教育委員会の方で、その人たちを表彰するなどの制度をやったらどだろうかというようなお話もさせていただきました。したがって私どもとしてはあのそういう隠れた人たちをですか、隠れたって言いますかそういう人たちをですね、出来るだけやっぱり表彰することが大事なのかなという風に思っております。

質問の本題でありますその、自治功労者と特別功労者ですね。今年からその今の開拓記念式の時に同時にやるという風にやったんですけども、今までは各功労者っていうのは周年行事のときにしかやってないんですねうちの場合。でそれでは余りにもあの、例えば5年後、10年後とか、5年後とか、20年後とかってしかないもんですから、それを少しは考え直したらどうかというようなご意見もありまして、今年度からこういう風にしたんでありますけれども。おっしゃる様にあのちょっとその、中々迷うところでありますけれども、事務方の方はですねやっぱりその特別功労者と、言ったら悪いですけども功労者との重みが違うと、でいう事で若干あのああいう差をつけられたのかなという風な気が致します。最初はまだまだっと差ついてたんですけど、私それはちょっとおかしいんじゃないかという事であの段に上がってやったんですけどね、それでもそういう風に受け取られたという事であれば、あのどういう風になるかはあのこの場ではお答えできませんけども、明年またそういう該当者がでるとすればですね、そういう不可解な思いされた方もいるということであれば、十分あの検討させていただいてですね、どういう方法で、要するに並んでいただく方法なんですけれども、どういう方法が良いのか十分あの検討させていただいて、来年に向けて努力させて頂きたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）この見守り隊のことはね、ただ例に出しただけであってね、ただ例えば町に100万、200万とね寄付をしたと、これも表彰の中身に入るんですね。だけど、その本当に誰からも表彰されないけども、こつこつと子供を守っていくっていうね、その方と100万、1000万金ある、出した人ととね、どちらが重みかっていったらね、私重みつかないと思うんですよ。差がないと思うんですね、だからそういう意味で私さっき例に出したのはそういうことじゃないかなということで出したんですね。だから私は、今回初めてそういうことで表彰のね位というのか、そのね違ったんでああいうことになったちゅうけどね、今後は是非ねそういうことのないようにして欲しいなと思います。そういう答えはありましたんで答弁いいです。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。「沼田町移住及び定住の促進に関する条例と経済活性化対策支援事業補助交付要綱の関連について」質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）ちょっとね、始まる前に確かめときたかったんですけど、

よその町から、地域からですね、沼田に中古住宅を買って移住してきたって人が何人いるのかちょっとね始めに確かめたかったんですけど、それ確かめてなかったです。ただね、どうも初めてじゃないかなと思うんで、その人が我々は実際にね、状況に立ち会ったことないもんですからね、何の疑問もなしに条例を賛成していたんですよね。ところが、別表3の交付金が交付されますっていう中でですね、リフォームの必要な、必要性ちゅうのがですね、1、2、4、5、この、別表で1と2は200㎡以上の用地を購入しかつ1年以内に65㎡以上の住宅を新築した場合に、ということで1があります、区分で。2になると、自己所有の住宅地に65㎡以上の住宅を新築した場合と、それから3に65㎡以上の住宅を購入し自ら居住する場合と。と、4に融雪溝設置路線に面した土地に住宅を新築した場合、これ新築なんですよ。それから2世帯住宅新築の場合ということでこれあるんですけど、3だけはね住宅を購入しと、こうあるんですよね。新築じゃないんですよ。そうするとね、リフォームの方では今まで入ってた家をこう直して、その条例の限度額に基づいて助成を貰うわけなんですよね。ところがよそから移住してきたら、移住した分のそのお金しか出てこないんですよ。当然中古住宅買ったもんだから、恐らくリフォームの必要なところあると思うんですよね。ただそれは自分で一銭の補助もなしにリフォームしなきゃならんっていうようなね、こういう状況なってるんでね。これはちょっと考え直した方がいいんじゃないかなという風に気付いたんですけど、どうでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの、一般の町民の方から、例の町報に挟んだ質問って言いますか、意見書が出されて同じ質問のようでありましたので回答させていただいてますけども。まったく駄目だということではなくて、移住して5年、購入してですね5年経てばあのやれますよってことなんですよね。やっぱりあの、言ってみれば限られた財源であの特定の人だけが2度、3度、3度とはいかんかもしれんけど、その複数でその支援を受けるという事はやっぱり避けるべきだというあの、要綱を作ったときの考え方の基本になってるもんですから、現状ではあの明らかにこれは該当にならないということですよね。ただあのなんて言いますか、沼田に住んでいた上でそういう、あれだという事であれば、私個人としてはちょっと忍びないなという感じもするんですけども。町と、行政としてこうやる場合についてはやっぱり、一定のこういうその条件というのはやむを得んのかなと思ひまして、対象外ということでご理解をいただきたいな、そんな風に思っているところであります。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）あのね、移住してきてね直さんきゃならんところは、とこ

ろねあるのね、いやリフォームして今当たらないからそしたら5年待ってれるかって、我慢するかってことにならないんですよ。でこの条例の中には5年以上住まないと返還しなきゃならんことになってるんですよ、必ず5年住まなきゃならないんです。それでなかったら全部返さなきゃならないね。だとそうすれば移って来た時にリフォームあったらそれ助成して良いんじゃないかなと思うんですけどね、どんなもんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの、購入されるときにはもうその物件自体のその様子っていうのはわかってるわけですからね。でその、それを覚悟の上でお買いになったんだろうという風に思いますから、例えば購入して移住する時のお金と、それからリフォームする時の両方のものが貰えるというような考え方で、購入されたんではないという風に思いますんで、今回の場合はですねこの状況についてはご理解をいただきたいなという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）私今回のことと、今あったことでなくてね、これからちょっと不十分じゃないかってことを言ってるんですよ。でね、あの私も考えてみたらね家買うなんていったら本当に素人だからね、どういう風に見て買っていいかわからないですよ。だからいいと思って買ってもねそれはまああの、リフォームしなきゃならんところが必ず出てくると思うんですよ。ですからそういうまあ町長がね、町でもってこの古い家を買うんだったら全部信頼してあげますよと、それから買ってくださいichゅうんなら訳分かるけどそうじゃないんでね。今回できたことは別にして、今後見直す必要があるんじゃないかなという風に思ってるんですけども。どうでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問のそのリフォーム、経済活性化対策事業についてはこれ時限でやってますんで、今年度でこれ終わりなんですよ。ですから、それは新たにこの要綱を設けてですね、延長するかあるいはこれで止めるかこれは来年の予算の関係だと思いますから、その折にまた今の橋場議員さんのご意見もですね、十分検討の対象にして検討させて頂きたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。「介護保険の充実を国に強く求めることについて」を質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）我が党でね介護保険については相当あの、保健あって介護なしということですずっとまあ批判してきたんですけども、本庁の施設でも痛ましい事件が起きました。でその根本にはやっぱりね国の職員配置基準の低さが原因してると思われるんですよ。特に施設利用者の重度化が進んでいるのに、この10

年間職員配置基準ちゅうのは改善されていないと、ということですよね。

我が党がこう実体アンケートをずっと全国的にやったんですけども、現行の職員配置基準の3対、施設についてですね、配置基準で3対1になっていると、これを2対1に改善すべきだという回答が76%だったちゅうんですよ。で中にはですね2対1でも不十分だと、1.5対1くらいにしてほしいってそういう要望もあったっていうんですよ。これをきちっとね、国に要望してやってもらわなきゃならんと思うんですけれども、あの事故の起きた時に私行きまして、えこんなにあの職員がいるのかと思うくらい若い人がぞろぞろ出てきましたね。そして、皆さん臨時の職員いるんでしょったら、たくさんいるって言うんですよね。だからやっぱりね、同じ仕事をしていたら同一労働、同一賃金ちゅうのがね労働基準法の原則なんですよ。ですからここに近づけるってことはね、国がやらなきゃならん大切な事柄なんですよ、それがいつまで経ってもやられていないと。

それから全国で42万人もの待機者がいると特養施設のね。これも充実する事をどうしてもね国に要求しなきゃならんと思うんですよね。で働く人は全て正職員を当たり前の社会を目指して、財源措置をやっぱり国に強く要望すべきでないかをつくづく思うんですが、町長の見解を聞かせて頂きたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）こういう介護の必要な人たちですねお入り、利用いただくその施設を頭打ちをさせたって言いますか、それは国の施策でやったわけですね。ですけども、現状を考えますと各地区でそういう状況と、今橋場議員のおっしゃるような状況っていうのは生まれてる訳ですから、私どももあの町村会も勿論そうですけども、やっぱりあのもう少し緩めるって言いますかね、見直しをかけてしっかりと国のその施策の中で生涯を送れるようにということの要望はしておりますんで、引き続き努力したいという風に思います。

ただ仮に、私どもの今沼田の実情を園長の方からいただいていますんで、皆さん方にご披露させていただきますと。旭寿園の場合はですねこの5月末現在での人員の配置は2.26対1という風になってるそうです。2.26。2.26対1ですね。それからあの平均介護度がですね5年間の17年には3.38だったのが、今年度は3.56という風に更にやっぱり認知症ですとかそういうお年寄りが増えてきてる。それからあのそういう状況でからいくとですね、やはりその園自体としてもやっぱり議員のおっしゃるような1対1のそういうような介護の必要な人もいるんだということ、かなりそういう状況は出てきているということです。こうした事例を持ち込んでやっぱり要望してかんきゃならんかという風に思ってます。で旭寿園では現在その国は42万って言いましたけど、45人の待機者がいるんですけども、意外とやっぱり地元の待機者が多いんですね、34名いるんだそうです。ですから

34名の方が希望するんだけど旭寿園を利用できないという今その実体。ただあの北空知管内国の指標でいきますとですね、管内の状況。これも資料貰ってますんであれですが、あの秩父別だとか北竜、深川全部入れますと390人の定員、枠があるんだそうですけれども、これは国が認めてる満杯なんです。ですから、北空知管内で沼田にこれだけの待機者がいるって言うてもやっぱり認めてくれないっていうのが現状なんですね。ただあのここ2、3日の新聞では若干その国の関与を引いて、地方に任せるって言いますか恐らく都道府県に任せるっていう姿勢になってきてるんだと思いますが。これは都道府県ではやっぱり同じような規制をすると思うんですね。ていうのはやっぱり道の負担だとかそういうのでまいりますから、その点とそれからあのこの、例えば認められてうちが20床増やしたとした時に、その介護保険料が上がるという事がやっぱり大きなネックになる、この部分をやっぱり国に対して特交なり何らかの財政措置をしてもらおうということですね。それからあの都会ではもう、要するにその待機をして待ってても入れないで孤独死をしたり、あるいはあの単身で自殺をしたり、あるいは夫婦でもう介護見れんくなってあの殺傷事件が起きたりしてるわけですから。そういう人たちをこの田舎で、生涯暮らしてもらえればですね、都会の方たちもいいでしょうし、田舎にとってもまたいいんだろう。その時にやっぱり都会のその人たちを預かるわけですから、そういう財政的な支援の何らかの制度でこう考えてもらおう。そんなことが大事なのかなという風に思っております。

そしてご指摘のやっぱり正職員と臨時職員の差っていうのはこれ、あの給料かなりありますんで、できればやっぱり正規の職員が生き生きとしてやるのが一番いいことですので、それも含めてこれはあの国に対してですね、要請を引き続きやって行きたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）財源問題が出てくるんですよ、これあのどこの人かな、東京都の人なんですけど、お父さんが倒れて病院に入ったんだけど、とにかく今はどんなにあの病気がひどくても3ヶ月たったら高齢者の人はね、出されるんですね。これひどいですよね、そしてどっか別の病院に移ってそれで3ヶ月経てば、治らなくてもとにかく出されるちゅうことで、でこの人はねたまたま病院が一杯で、普通ベッドが一杯でね、あの差額ベッドちゅうんですか、に入れられてね、3ヶ月で100何万も差額費を取られたっていうんですね。退職金も何も、年金が7万円で自分の持ってた貯金も全部使い果たしてしまって、息子さんの世話になってたちゅうんですね。けど、この人が言ってるの介護保険は在宅重視というけれども、家族の介護が前提で、でもシングル介護や老老介護では結局介護者か、非介護者のどちらか、または両方の命が犠牲になるってこう言ってるんですけど。やっぱりこ

このところにね金を使わなきゃならんと思うんですね。あの民主党が政権をとって一生懸命事業仕分けをやってるんですけどね、手のつけてないところがあるんですよ。政党助成金ちゅうの、これ全然あの仕分けに対象になってないんですよ。約300何十万、何十億あるんですけどもね。これでね、各政党のこの財政の中で各政党が占める割合ちゅうのね、自民党は自分の財政の65.6%をね政党助成金貰ってるんですよ。民主党は84.2%なんですよ、これ07年の統計ですけどね。公明党が18.6、社民党が51.2、共産党は0%と。こういう風にね、政党助成金で党を運営してるんですね、本来政党ちゅうのは、国民の支持を得てそこからカンパを、個人的なねカンパを貰ったりして運営しなきゃならないんだけど、こんなことになっていてその財源についてはまったく仕分けの対象になっていない。まあ嫌われるけども軍事費もそうなんですね。それからまだ大企業のね税金をまけてやってるちゅうのもあるんですけども、ここんときちっとやらないと消費税になっちゃうんで町長しっかりあれですね、あの無駄をきちんと、何が無駄かって事をね国に対してははっきり言わないとね、我々の税金が高くされて、特にあの消費税ちゅうのはその今介護受けてる人から取られるんですからね、生きてる間。食べなきゃなりませんから、着なきゃなりませんから。こんなね本当にもう自殺した方がいいと思ってるようなね人が、自分ではもう駄目だって思ってる人がね、生きていれば、その状態の中で税金を取られちゃうんですよ。だからこのとこにあの財源を求めないようなね、ことを国に是非併せて要求して頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの政党助成金だとか、国、国会が決めてる問題でありますんで、それは避けさせていただきますけれども。これからやっぱり益々その高齢化社会になる中で、国にやっぱり国としての責任っていいですかね、こういうものをしっかりやるように私どもとしては提言して行きたいという風に思います。やっぱり議員おっしゃるように、この介護保険制度っていうのはその家族が介護をするということが前提になってるんですけども、今それがもう崩れてしまっている。3人で騎馬戦型って言われて当時はその作ったんだそうですけれども、今はもう肩車で1対1でないと背負えきれない状況になってきているということです。こういうやっぱり実体を訴えてですね、沼田町におけるさっきの待機状況だとかそういうのもひっくるめて、実情を訴えて高齢者対策をしっかりとやるようにという要望をさせて頂きたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。「基地のない平和な日本を目指す問題について」質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）残念ながら民主党政権が出来たらですね、あのもっともっ

と国民のためになる政治がやられるんかと思ったら、9ヶ月で鳩山さんが辞めなきゃならんちゅうな状況になりました。で今ね管さんに移ったら基地問題があんまりあのテレビやなんかで取り上げられなくなったんですよ。だけど、沖縄の人たちはもうしょっちゅうあの集会を持ったり、反対の行動取ってるんですよ。だけど全然出てこなくなった。これはね、あの普天間基地を包囲した9万人の大集会やら、徳之島で2万6千人の人が集まったちゅう時にね、わーと出たんですよ。ところがこれあの沖縄の問題ちゅうのね、今の普天間基地の問題は14年前に起きたんですよ。で普天間基地ちゅうの海兵隊の基地で、国会でやってたけど管さんが野党の時に言ってたと、とにかくこの海兵隊ちゅうのは日本の国の抑止力ではないと、とにかく海兵隊ちゅうのは地球の裏側でも何かあったらそこに飛んで行って日本を守る軍隊ではないんだちゅうってたんですよ。なぜそれが14年前にとにかくあのこんな危ない基地は駄目だって住民運動たくさん起きてたんでね、あの協定を結んでそこを撤去、別なところに移すっていう合意ができたんですよ。ところが沖縄の人は国外と県外と思ってたけども、アメリカとの合意の中ではね、宜野湾から別な市の名護市のね、辺野古ちゅうところにつけるって案が出たんでね、14年間沖縄の人その基地の移転に反対して、新しい基地で着たら未来永劫に基地がなくならんちゅうことでね、監視小屋を作って14年間杭1本打たせてなかったんですよ、新しい基地を作るっていう計画したところにね。そういうのはマスコミには一切報道されません。ところが民主党の議席、あの政権が出来た時にね早速あの、去年の10月にねあれなんですよ、ゲーツっていう国防大臣が来て、自民党、公明党時代にね計画した辺野古に作らんきゃ駄目だよと、圧力かけられたんですよ。そこから鳩山さんも、岡田さんもぐーっと曲がってしまったんですよ。それで沖縄県民の人たちはね、これは大変だちゅうことでね、去年の11月の8日に、これ本当に新聞にもテレビにも出なかったです。東京でねその問題を取り上げた本土の集会で3万5千人の人がね、あの反対の集会持ったんですよ。同じ日に沖縄ではね、2万1千人の人が反対集会持ってるんですよ。ところがこれ全然テレビにも新聞ちょこっとね小さく出たところあります。そういうね、状態がずっと続いてきたんですよ。それであの7万とそれから、沖縄の2万6千、徳之島のね2万6千のね、ああいう大集会が持たれたんですよ。こういう経緯があつてですよ、あの混乱して結局どうにもならんくなったと、でどうにもならんくなったちゅうのはアメリカはあれなんですよ、あのその地元の同意がなかったら基地は作らないことになってるらしいんですよ。ですから沖縄の人の同意はちょっと得られなかったんで、何ぼ作るちゅうっても駄目だっていうんですよ。で普天間基地っていうのはアメリカの基地の何か条例みたいのがあって、その基地から住民の家がなんぼ離れてなきゃ駄目だとか、そういうのがあるんだけど、普天間基地っていうのはそんなの全然無視してやられてると、って

いうんですね。それで移転ちゅうのが出来たんですけれども。こういう状況になりました、でいや軍事基地なきや駄目だろうというかもしれないけれどもね。でねこないだね5月の末にあれなんですね、日本であの国際会議があったんです。でここに書きました、発言通告の中にも書きましたけれどもね、マレーシアで首相やってた人がマハテルさんちゅう人が来んですけれども、日本の基地のことこうやって言ってるんですよ、日本に基地がなければいけないと、基地によって日本を守るというのは古い考え方だと、米国のような強力な国が60もの基地を世界中に持っている、これは全く平和がないかのような印象を与えると、国によっては日本の基地があることを、自体が脅威だと感じるようなところもあるちゅうてるんです。だから抑止力じゃなくて脅威なんですよ。で日米軍事基地同協は緊張状態が生み出され、逆に周辺国の敵意を煽ってしまうと警告しました。そして、軍事力による抑止力は今や失われていると、皆でテーブルについて交渉を通じて問題を解決することの方が正しいと、町長これはどう思いますか。私はこの方がずっとね日本の国益にもなるんじゃないかと思うんです。で更にですねこの東南アジア諸国連合ちゅうところありまして、そこの事務局長はこうやって言ってるんですよ、世界の状況をねあの日本の人は、政府は抑止力、抑止力、それがなかったら日本は危ないんだって言ってるけど、そうじゃないんだちゅうことでね、状況は変わったちゅうてるんですよ。東南アジアは、まアセアンちゅうのがあるね、発展し独自の機関を持つようになったと、アセアンを持ってるんですね。でこれにはアメリカも入ってるんですよ。世界の何割だったかな大体、5割以上の人がね人口がねこのアセアンに入ってるんですよ。EUも加盟してるんですよ、でその事務局長がこう言ってるんですね。米国はその制度を、制度の中で教育してほしいと、アセアンちゅうその平和機構の中であの協力してほしいって事務局長が言ってるんですね、風景や様子は変わったと、過去のような一方通行です。つまり過去はねアメリカがやればそれで終わりだったんだけど、一方通行の関係ではないと、それは協調という型でなければならないと、でとにかく米軍基地はね撤去されました、フィリピンでも米軍基地撤去されましたよね、ところが責められることもなかったと、で結局そういう方向に日本の政治も進めばね、あの軍事費を5兆円も使う必要なくなってくるんです。世界中のそういう軍備に、軍事に使ってるね金も節約できてね、貧困がなくなると思うんですね。私は世界がそういう方向に向いてるってことをね、私達個人も自覚しなきゃならんし、国に対してもね町長やっぱり発言するべきだと思うんです。というのは鳩山さん辞める時にね、県知事を全部集めてあんなのとこ基地分散してくれって頼んでるわけですよ、ですからこれはそうじゃない、私達は北海道人、いや道民ですからね。そうするとね、北海道にもやっぱり国から頼まれてきたら困るよということ、駄目だよとか、いいとかって言わなきゃならないですね。で私は沼田

町長はね是非ともそういう軍事基地を増やすって事は、耐え難いと、やめてくれという立場で国に接触してほしいなと、こういう風に思います。そうすればあの介護の費用も医療の費用もね、ずっと生み出されると思うんで、是非そういうことで、今後あの町村会やあらゆるところに行った時にそういう立場で行動してほしいなと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）中々お答えするの難しいですけど、まずやっぱりあの私、自分のその個人的な考えですけども、鳩山前総理大臣、やっぱりあの本当にその、日本のそのあるべき姿って言いますかね、県外、最低でもその国外県外と言った言葉の前に、日本人、日本の国をどうあるべきか、どう守ってどうすべきかっていうことをもっと国民レベルのその論議をさせればよかったんかと思うんですよね。それがないうちにこの先にばんと言ってしまったもんですから、当然沖縄の皆さん方はそれを期待した、結果的にやっぱり、どういう結果がどうなったんか分かりませんけれども、アメリカの抑止力が必要だという事で決着をしたのが大きなその反響を呼んだんだらうと思うんですけれども。これはあのどの政権になろうともね、今後やっぱり日本をどうするんだ、例えば分かりませんよ、あの橋場議員さんは基地の無いって言うてるかもしれませんが、逆に国民が基地をもっと作って軍隊を増やして日本を護るんだって方向に変わるかもしれません。それはどっちに行くか分かりませんけれども、そういう論議をやっぱりすべきだと思うんです。でそのことがやっぱりちょっと国の政党自身がやっぱり論議を忘れてるのかなと、国会当たりでこの点をどんどん論議するといいんですけども、まったないですもんね。ですからそういう意味での何か発言は出来るかと思えますけども、今の段階でいらないとか、いるとかって発言は中々難しいんで、控えさせて頂きたいという風に思います。

それともう一点、個人的に思うのはやっぱりアメリカが沖縄に基地が欲しいってのはやっぱり、駐留経費ですよ。7割以上も日本が持ってくれてるから、アメリカにいるよりも当然そのかからないですよ、金が。だから沖縄から抜けられないんですよ、これはあの例えばですよ駐留経費が全部アメリカで持ってくれていったらアメリカ行っちゃいますよ恐らく。沖縄にいる必要ないですから。だからそういう観点をも少しこう考えて、話が出来ればいいのかと思います。この程度の話は住民の民さんと話しても別に差し支えないと思うんで、こういう話はどんどんさせて頂きたいとおもいますが。ま橋場さんの色々なファンがいるようですから、そちらの方で一生懸命頑張ってください、お互いにやっぱりその意見を交わすのがいい結果に生まれるという風に思いますんでよろしくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。できるだけ短くお願いします

○7番（橋場 守議員）あのね、あれなんですよね町長。普通の新聞には出なかったんですけどね、4月の21日うちの志位委員長がね、あのアメリカ大使と、駐日大使とね会談してるんですよ。これは日本、あのアメリカはね基地を作るのにはその住民と同意を得なければ出来ないよという風に言ってるんだから、日本にあの普天間基地をね辺野古に移してもこれは同意を得られませんよって言ってるんですよ。したら向こうはね安保条約の問題と基地の問題ではね共産党さんとは意見違うけれども、お互いに真摯に色んなことで話し合えようっていう答えを貰ってるんですよ。でアメリカにも行ってきたんです。でそのね、3日後にね鳩山さんと志位委員長国会であの話し合ってるんですよ。その時にね答えがねあの志位さんはね何年前、数年間にはね、共産党と同じこと言ってたでしょうと、だから一緒にねアメリカに対して言おうじゃないか、そしたら私達あんたがそういう立場に立てば大いに応援します、党を挙げて応援しますと言ったんですね。そしたら鳩山さんの答えがね、気持ち理解するが私達の、鳩山さんの民主党の中ですよ、私達の頭の中には共産党のようなすっきりした答えは作れないと、是非そのことをアメリカに言ってきてくださいってね、鳩山さんに言われたんですよ。あの4月30日からね、えーと5月8日まで共産党の志位さんアメリカに行くって知ってましたからね。でそういうことだったんですよ。ですからね、本当はね日本の、あれだけ県民がね駄目だと言っているのにね、逆にアメリカにそのことを伝えないで、県民に我慢してくれというんじゃないかやっぱりまずいと思うんで、是非私達も頑張りますけど町長も色んなところで正論はいてください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、答弁よろしいですね。

○7番（橋場 守議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）次に10番渡辺議員。「町民対話会がもっと必要ではないかについて」質問して下さい。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。10番、渡辺敏昭です。私から町民対話会がもっと必要でないかと題しまして町長の考え伺いたと思います。だいぶ時間もあるようなんですけども、そんなに長い時間ないんで申し訳ありませんが。この問題については、21年度の第4定でね津川副議長が質問した、似たような質問をされてたっていう経緯がございます。この題材のあの質問の答えっちゅうのはもう出ているのかも知れませんが。私なりの見方であのこの件にちょっとアタックしてみたいなとそんなように考えて今回質問させていただくことに致しました。

さてあの私があの平成19年の4月に議員に初当選させていただいてから、早いもので丸3年が経ってしまいました。町政のことなんかろくに分かりも知らない人間がですね、活力あるまちづくりをやろうと、とかいうような大目標と、自分なりの幾つかのマニフェストを掲げまして一応無事当選させて頂いたわけなんですけども。残

す任期も1年を切ったわけで、私はそれではこの3年に何をやってきたのか。マニフェストに掲げた目標の一つも消化したんだろうかって、そんなことを考えると残す任期これは大変だなと、大事にせんなんなという風に思ってるところでございます。

話は余談、だいぶずれてますけれども、幸いにもこの3年間の間に12回の定例会で毎回一般質問させていただいております。町長にはその都度丁寧に回答いただき、まだ時代のタイミングが良かったのか、その後それらの問題に取り組んでいた案件も数多くあります。定例会でね毎回一般質問するだけが議員の仕事ではないとは思いますが、新任の私としては、一般質問するだけでも多くの勉強をさせていただきました。勿論町民からの意見をいただいて質問させていただいた内容もたくさんございました。町とのパイプ役になりますと大きなことを言って議員になったんですけども、良く考えて見ると何一つ町と繋がっていないのに、現実には気付いた私でございます。いや、町議会議員は町とのパイプ役に本当になれるんだろうかと、最近そのことをよく考えるようになったところです。で今回はこんなような内容の質問をさせていただくことに致しました。

で今年の2月の始めに北竜町で議会の勉強会がありました。議会改革がテーマで前栗山町議会の事務局町の中尾氏の講演と意見交換ということで、多くの北空知の議員が参加していきまして、私も同席させていただいたんですが、今話題の議会基本条例と、議会報告会の勧めが主な内容でございました。で私はこのことに反論するわけではないのですが、少し意固地にちゅうか、反対の目で考えてみたいなどそんなようなことを考えています。

栗山町の議会改革というのは町が町民無視の町政をやってきたこと、合併論が出て町財政が悪いことにそれから気づいたこと、議会も十分にそれなりに答えてなかったというようなことから、議会がその、そんなように動かすような結果になったんでないかなと、僕は裏返しに考えたりもしております。では私達の町、我が町ではどうでしょうか。で先輩方が残してくれたたくさんの基金と、町長の早くからの財政引き締め政策、そして何よりも巧みな財政課の仕法で人口は減りつつありますが、安定的な町財政の中今まですり抜けてきているような気がします。波穏やかな町政の影には他人任せの無関心もあるような気も致します。しかし、これからはどうでしょう、小中学校の移設や新築、一貫教育の問題も上がっています。病院建て替えや赤字補填の医療の問題。広域ゴミステーションを始めとするゴミ処理の問題など、住民とのコンタクトなしでは前に進むことが出来ない問題が山積しているのではないのでしょうか。

この19日から資源ごみの取扱を中心としたまちづくり懇談会が随時開催される予定でございますが、どのような方法で住民との折り合いをつけるのか。ちょっと

言い方きついかもしれませんが、またどのようなことやろうとしているのかが私は凄く、注目したいなとそんなように考えてるところでございます。そのやり方によってはこれからの住民との懇談会っていうのかな、そういうものの大まかなことが想像され、懇談会への期待度も変わるんじゃないかなってそんな風に思います。

確かに議会が報告会等を開いて議員が住民との距離を縮めるという方法もあるかもしれませんが、それでは別な意味で町と住民との壁が出来るんじゃないかなと、そんな風に私は思っています。町と住民との食い違いも出てきます。私はそれよりも町自らがこれらの諸問題に対し、小さな一つひとつの問題に対して細やかな町民対話会の開催を宣言し、住民の意見を直接吸い上げることを目的に意見交換会や、懇談会を開き、町長の考えをストレートに住民にぶつけて、問題解決に当たることを希望したいなという風に思っています。その意味では町報、広報誌に、あの綴じ込みの意見投稿も上手に使われれば大変有効な手段でないかなという風に私は思っています。

ちょっと議会不用論かなと取られがちな質問ですが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問で最後、渡辺議員さんおっしゃったように余りこう町が、行政がですね積極的なあれをしますと、最終的には議会不用論にこれは繋がっていくだろうと思うんですね。

私はやっぱり普段から感じているのは、老人クラブですとか色んな会合に行ってちょこちょこお話を聞かされるのはやっぱり、議員の皆さん方がもう少し各地域で膝を割って話をしてほしいと。自分達の支持した議員さんから色んな意見を聞きたいんだと。っていうのが私の意見を聞きたいというよりも、圧倒的に多いです。そこをやっぱりあの大切にしなきゃいかんのかなと、余りにも私ども行政が前へ前へ出て行ってしまいますと、全てのことがやっぱり役場直接で用務が足りるんだというようなことになっちゃいましてね、さっきのあの町とのパイプ役、これは大事なあの議員の、住民と町との行政とのパイプ役を議員さんが果たすというのはこれ大事な役割のひとつだと思いますけれども。それがやっぱり薄れてしまいほしくないかなという気がします。

それと、私どもが例えば前回もおじゃまして、色んなところでまち懇やりました。非常に参加の多いところと、本当にえここの地区こんな人しかこれだけの人しかいないのかっていうくらい少ないところと、極端です。ですから、やっぱりそのなんていうかな、そこの地域の皆さん方の熱心さって言うかそういうのもあるんでしょうね。そして話を聞いてますと、その小さいことでしょっちゅうこられたら困ると、忙しいのに、圧倒的にそういう声が多いです。ですから、かといってそれじゃ

町報で出してるのを読んでもすかっていうと、それはほとんど読んでない。だからどういう仕組みにしたらいいのかっていう、私ども自身もまだこれはまだ、色んな手立てはやってますけれども、十分なあれができないっていうのが現実で。

今日はたまたま宮越さん、自治振興協議会の会長さん傍聴席にいらっしゃいますけれども、今回のゴミ処理についてはね、やっぱりあの明日報告させていただきますけれども、あれ程度住民の皆さんの意見を自治振興協議会が集約をかけていただいて、中で揉んでそして最終的に私どもの方に答申を出していただいた。それを私どもも内部で検討し、できるだけやっぱりその答申を活かしながら、どうやるかっていうそういう論議をさせていただきました。でこれからまた19日から持ってそれをフィードバックするわけですけども、ここにはやっぱり各地区の自治振興協議会の委員の皆さん方が絡んでるんですよ。これやっぱり従来と比べて、私どもの行政とそれから住民との大きなその共働のまちづくりの一本が繋がって来たのかなと、ですからこれを大事にしていきたいなという風に思ってるんですけども。要請のように直接出て住民との会話をしなさいということこれは十分分かります、必要だということもわかりますし。この何年かの間はやっぱり学校の問題だとか、今のゴミの問題だとか、病院の問題だとかかなり大きなテーマのその住民の皆さんとの対話をしなきゃならないものがありましたので、かなり出向いてやってますね。して今回も今年入ってこれでもう2回目になりますんで、本来あんまりこう選挙の前っていうのはそんなことやるべきでないっていうのが定説なんですけれども、今どうしてもやっぱり病院の関係だとか、ゴミ、8月1日からやるという状況の中でですね、やっぱり住民の皆さんに理解をもらわなきゃならない、そんなことで今行ってるわけではありますが。

今お話のように町報にはさんだその投函する用紙も、何件あったんだったかな。1回目で3件ありましたからこれはもう上々だと思うんですね。今までそういうあれが無かったですから。3件あってそれぞれ回答させていただいてますし、これが定着するともっともっとまた色んな意見出てくる。それから今まち懇で回ってこういう結果になりましたよということ、例えばゴミがこういう風になりましたって出しますと、恐らく参加してない人でもまた意見を書いて出してくれる、様々ないい面が出てくるのかという風に思ってますんで。私どもとしてもそういうような努力をこれからも引き続きやらしていただき、それから従来から言っておりますように、教育委員会の社会教育の講座では、出前講座っていうのをやっていますから、誰々の職員が来て欲しいって言ったらそれは行くことになってますんで。ぜひあのそういうものの活用していただいて、私どももPRしななきゃなりませんけどね、そうした中で十分論議をしていかなかきゃならないかなと、さっきの高田議員さんとその町民会館なんかの問題もそういう中で例えば私どもも商工青年の皆さん方との会話

が若干やっぱり足りなかったのかなと、そういう反省をさせていただいてますんで。そういう機会を捉えてどんどんやって行きたいという風に思います。

ただご提案のように定例会の前にこれ、住民の皆さんと余りにもやりすぎますとこれもまた、対議会軽視ということも出てくるんだろうと思いますんで、今ずっと頭の中で思ってるのは定例会終わったあとに、全町的なその例えばゆめっくるなり、健福で定例会の報告って言いますかね、こういう案件でこういうことが議会で論議されてこういう事が決まりましたよっていうことの、報告会的なものを毎定例会ごとにやるという事は可能なのかなと思ってますんで、その辺ちょっともう少しあの、広報は総務課の所管でありますから、総務課で十分検討いただいて、おっしゃられたことも活かしながらですね、どうしたら本当に住民とのあれが、接点が出来るのか十分議論させて頂きたいという風に思います。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）町長の方からはちょっと墓穴を掘ったような質問でないかというようなこともありましたけれども、なんせあの議会の議員の方も本当にあのもう少し住民と向かい合って話をする機会を設けなきゃいけないんじゃないかなというような、私自身もつつつつ考えております。

町長の方もそんな風にして定例会毎のなんか開催も考えて見たいということ、言っていていただきますので、是非ともこれから本当に大きな事業が待ち構えてるわけなんで、何とか無事乗り越えられるように私達も頑張りたいと思いますんでお願いしたいなということで終りたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、意見でよろしいですね。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい。以上で町長に対する一般質問を終わります。次に教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。7番、橋場議員「道教委による教職員規律調査に対する対応について」質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）3月30日にね、教育長のところへ通達と、その後で連絡ちゅうのも来たんですか。これがどういう風に思いますかね。ちょっとあの行き過ぎだと思うんですよね。あのこの通知が出た後ですね、自由法曹団北海道支部支部長から、佐藤哲之さんからあの委員会に対して、撤回を求めるという文章も出てるんですけれどもね。あのこの連絡、まず通知ですよ、通知の後に出てる物が大変ですよ。職員、教育委員長から、教職員の服務規律の実態に関する調査の実施について通知と書いて、その中には8項目あるんですけど。勤務時間中の組合活動に関する調査、これはねやっぱりあの労働組合やるべきでないと思うんですよね、勤務時間中ですからね。2番目に教職員の政治的行為等に関する調査、これは勤務期間中、

時間でもなんでもない、全部、全生活の中でこれ調査なんですよ。これは完全に憲法違反だと思うんですよ、それから長期休養期間中の郊外研修の状況等に関する調査、これならスパイ活動ですよ、人の生活に対する。それから学校運営等の実態に関する調査。教育課程の実施状況に関する、まあ色々といありまして、あるんですけど、この書いた後にですね、連絡というのが出たんですよ。これがまたふるってるんですよ、1の職員への質問の際に、次ような発言をすること、不当行為的発言となる可能性がありますので十分留意してくださいと、これが次の連絡なんですよ。初めからもうこの調査は違法だよと言ってることと同じだと思うんですよ。

まあそんなところで町長、教育長分かってることだから教育長これについてどんな風に感想持ってるか、それと実際にやってるのかどうかですね。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（松田剛教育長）あの今の関係ですね、私どもの沼田の教職員組合よく話した中で、実際には私どもの沼田の町立小中学校の先生方はそういう形はやってないと、ですから正当な形で進めてるということでやってますんで、そこら辺十分理解しながら話し合いしておりますんで。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）えーとですね、あの各ね道教委とさ、各市町村の教育委員会とは上下の差になってるんですか、それとも対等な立場なのかな、その辺分らないんですけれども。やはり、こういう事はやっぱり正しくないよっていうことね、教育委員会としてね是非道教委に上げてほしいと思うんですけどね。例えば学校長はとにかくあの何ですか、相手側からあの色々聞く必要ないなんて、一方的にやれということになってるんですよ。それでね、学校教育ちゅうのはやっぱり校長も教職員もね子供を中心にして子ども達をどう伸ばすかちゅうのね、成長させるかってことをね、両方が意見を述べ合っってね、それで初めて学校運営が上手く行くと思うんですよ。それがもうまったくあの調査して諮問してっていうようなねこういうやり方だったらね、学校運営が絶対上手く行かないと思うんですけどね、是非とも教育長がそういう方向を取っていると、沼田町の学校ではそんなことにはなっていないということで報告してるようなんですよ。ただね、政治活動や労働組合活動ちゅうのね、悪いのはねやっぱり労働組合の方にもあるんですよ。例えば長い間ねこういうことやってきた、特定政党の支持をね機関決定して、そして選挙になったらその労働組合の組合要綱にはですね、組合員となる資格してとにかく家柄だとか、教養だとか、そんな全てのことをね、お金持ちだとかそんなことを全部ばーにしてね、同じ立場に立つとそれから、思想信条もそれは自由であるという事でね労働組合認められてるんですよ。そうすると政党支持の自由もあるんですよ。労働組

合ちゅうのは本来ね、機関としてやるべき事は自分達の労働組合がね、自民党を支持するとそれから民主党を支持すると共産党を支持する、お互い支持する政党に対してね組合員の中で、自分たちで仲間が集まってどんどん運動すればいいんですね。そうすると労働組合ちゅうのはあの活性化するんですよ、要するに政党支持の自由ってことがあるんだから、当然俺は労働者だけでも自民党支持しますよと、したら何故支持するのかってことをその人たちが、いや俺は共産党だって人ともね、議論すればねお互いが高まってですねこういう労働組合運動ずっと政党支持の一党支持ちゅうことでね、なくなってきてたんですね。それが今の戦わない組合になった、だからそれでそうなるべきのはずなのにね、逆にね一切もう駄目だというようなことでね、全くこれ見てると戦前のね、町長にはむかっちゃ駄目なみたいですからね、そうすると戦前の教育と同じ方向に戻っていくんじゃないかと心配しますんでね、ぜひ頑張っていていただきたいなと思いますんで、あの所信表明でないな、ちょっと意見を聞かせてください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（松田剛教育長）あの色んな関係ですね、私はいつもこう小学校、中学校の先生に言ってることはですね、沼田の子ども達に頑張っていていただければ、私ども町も教育委員会も町民も議会も全て先生方の応援ですよと、応援者でありますって形を取ってますんで、たまたま今言われたように今の最近の先生方っていうのは昔ほど縛りつけていいいますか、縛りがなくて結構自由にやっておられるし、私どもの町の小中学校の先生方はそういう形では、子ども達のことを先頭に考えてやっていただいていますんで安心して下さい。私どもも十分そこら辺連絡、連携とってやって行きたいと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）それでは教育長の質問を以上で終りたいと思います。ここで暫時休憩を致します。50分まで休憩を致します。

14時35分 休憩

14時50分 再開

（一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第6、承認第3号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって平成21年度沼田町一般会計補正予算専決第1号を別紙のとおり専決処分する。平成22年3月31日、町長名でございまして。別冊になっております平成21年度の専決第1号、この1頁をお開きを願いたいと思います。

[以下、別冊専決第1号を朗読 1条2項以下省略]

○財政課長（辻山典哉課長）本専決予算につきましては平成21年度の決算見込みを調整をした結果、歳計剰余金が約2億2千460万生ずる見通しとなりまして、繰越明許に必要な繰越金、1千868万6千円を控除した額、約2億600万円が翌年度の純繰越金となることから、決算処理としまして減債基金繰入金を3千900万円減額処理、更に学校教育施設整備基金に1億円を積み増し純繰越金の額を約6千800万円とするための補正を専決処分させていただいたものでございます。

7頁歳入になりますが、こちらの方をお開きをお願いしたいと思います。まず歳入補正の主な内容でございますけれども、2款の地方譲与税から12款の交通安全対策特別交付金までのいわゆる一般財源科目、この額の確定によりまして、1億3千飛び88万7千円を増額補正をしたことでございます。

2点目につきましては基金充当事業におけます事業費が確定をしたことによりまして、それぞれの基金からの繰入金を468万1千円減額補正をしたことでございます。

3点目、決算処理といたしまして減債基金の繰入金これを3千900万円の減額補正をしたことでございます。

4点目は起債の同意額の確定によりまして、町債これを80万円減額補正をしたことでございます。

5点目につきましてはその他調整のため過不足額を増減補正をしたことでございます。こういったことが主な内容でございます、歳入の内容の個別の説明につきましては省略をさせて頂きたいという風に思います。

それでは12頁の方をお開きをお願いしたいと思います。12頁歳出であります、歳出補正の主な内容でございます。前段申し上げましたとおり、歳計剰余が発生するということの処理でございますので、決算処理としまして歳計剰余金のうち1億円を学校教育施設整備基金に積み増しする予算を計上したことでございます。

2点目につきましてはそれぞれの基金、充当事業の確定によりまして、関係各予算の執行残を減額を処理し、財源の調整を図ったことでございます。その他経費の執行残の減額処理を行いまして収支の均衡を図ったことでございます。こういったものが主な内容でございますので、細かい個別の内容につきましては簡潔にさせて頂きたいという風に思います。

まず、歳出2款の総務費の10目、振興費でございますけれども、238万9千円の減額をしてございます。これにつきましては基金の充当減がございまして、企業誘致関係経費の不用額調整をしたものでございまず。これに併せまして、財源欄国の支出金をご覧を頂きたいと思いますが、100万円の減額を財源として行っております。これにつきましては道費でございます地域再生チャレンジ交付金、こ

れを充当減としたものでございます。

次に20目の移住定住促進費であります、これにつきましては財源欄をご覧を頂きたいと思いますが。ここでは国道支出金で100万円の財源を計上いたしてございます。これにつきましては、社長になりませんか事業が町の施策としてございまして、これの補助金に道費でございます地域再生チャレンジ交付金、これを充当したことによります財源の移動でございます。

次に3款の民生費、2目の高齢者福祉費と次頁になりますが3目の介護支援費であります。これにつきましては社会福祉基金を財源といたしておりました、各事業の執行残によりまして減額処理をしたものでございます。併せて財源充当していた基金についても減額処理をさせていただいております。

次に労働諸費、5款労働費の1目労働諸費でございます。ここでは補正額は出ておりませんがここでは補正額は出てございせんが、財源の移動をさせていただきます。国道支出金で120万財源として充当してございますが、これにつきましては本町の単独施策でございます、雇用促進事業補助金に地域再生チャレンジ交付金が交付されたことによりまして、充当し財源の振替を行ったものでございます。

次6款の農林水産業費の6目農業総合対策費でありますけれども、これにつきましては農業振興基金を財源といたしてございました事業の不用額を減額をいたしまして、財源充当いたしておりました基金についても減額処理をしたものでございます。

次7款の商工費、1目商工業振興費であります、これにつきましても商工観光振興基金を財源としてございました、それぞれの事業これの不用額を減額を致しまして、併せて充当いたしてございました基金、財源であります。これにつきましても減額を処理をしたものでございます。

次の頁お開き願いたいと思いますが、一番下段11款公債費であります。公債費では繰上償還財源に充当してございました、減債基金2億5千900万円を現行予算で持っているわけですが、決算処理と致しましてこの内3千900万円を減額を致しまして、財源の振替を行ったものでございます。

次の頁お開きを願いたいと思いますが、12款諸支出金でございます。19目学校教育施設整備基金費でございますが、決算処理と致しまして1億円を積み増しすることとして、事業実施に向けて財源の準備をしたところでございます。以上専決処分の提案理由とさせていただきます、ご承認の程よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）13頁商工業振興費の中の406万2千円、中小企業特別

融資等の利子補給がこれ減ったちゅうことは、沼田町のそのなんちゅうかな、商業のね、あり方ちゅうことに何か関係あります。例えばお金をね借りる人が居なくなつたと、それぐらいちょっと商店が事業あまりやれないんだちゅうなものと繋がるんだらうかどうか。

○議長（杉本邦雄議長）開発課長。

○地域開発課長（横山 茂課長）只今の質問でございますが、そのような中身で補正の減額をしたわけではなくてですね、当初予定した額よりは少なかったというそういう状況でございます。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、ほかにありませんか。ないようですので質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案通り決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第7、承認第4号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成22年6月17日提出。町長名でございます。次頁お開き願いたいと思います。

専決処分、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成22年度沼田町一般会計補正予算専決第1号を別紙のとおり専決処分する。平成22年5月17日付けでございます。沼田町長名でございます。別冊の平成22年度の専決第1号、1頁をお開きを願いたいと思います。

〔以下、別冊専決第1号、第1条第1項を朗読（第2項省略）〕

○財政課長（辻山典哉課長）6頁、一番後ろの頁をお開き願いたちと思います。本専決予算につきましては、交通事故死ゼロ4000日が6月10日達成されるという事が濃厚になったことから、啓発を含めた記念事業の準備を進めるため、交通安全推進委員会へ60万円の交付金支出を専決処分させていただいたものでございまして、財源は地方交付税を充てたものでございます。以上提案理由とさせていただきます。ご承認の程よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質

疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第４号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案の一括議題についてお諮り致します。この際議案第４５号及び議案第４６号を一括して議題と致したいと思います。これに意義ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）異議なしと認めます。よって、議案第４５号及び議案第４６号は一括して議題とすることに決しました。

日程第８、議案第４５号職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第９、議案第４６号沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して議題と致します。提案理由の説明を求めます、総務課長。

○総務課長（神 憲彦課長）議案第４５号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成２２年６月１７日提出、町長名でございます。

引き続き議案４６号、沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成２２年６月１７日提出、町長名でございます。

改正条文につきましては、ご覧頂きたいと思いますが、今回の改正につきましては議案第４５号、議案第４６号いずれにおいても育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律、平成２１年７月１日公布でございます。並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律、平成２１年１１月３０日公布、平成２２年６月３０日施行によって、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正がなされたことから、今回条例を改正するものでございます。改正の趣旨につきましては、今までは配偶者が民間等で育児休業を取っている場合、職員は育児休業等の取得が出来なかったも

のを今回の改正で配偶者の雇用の状況、それから育児休業の取得の状況等に係わらず職員も育児休業、育児の為に短時間勤務、部分休業の取得を可能とするための関連条文を改正するものとなっているものでございます。よろしくご審議の程をお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。議案第45号及び議案第46号を一括して採決致します。お諮り致します、議案第45号及び議案第46号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第45号及び議案第46号は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第10、議案第47号。沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第47号、沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成22年6月17日、沼田町長名でございます。

この条例の条文の文については、改正の条文についてはご覧を頂きたいと思いますが、この条例の改正の概要につきましては、これの元となります北海道医療給付事業の事務取扱というのがございまして、これが一部今年の22年4月に改正が行われております。その改正の内容が障害者の害これが漢字で書かれて、表記されていたものが今後ひらがなに表記されるということでですね、これに伴いまして本条例の文言の整理を行うものであります。審議のほどよろしくお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４７号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１１、議案第４８号。沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第４８号。沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成２２年６月１７日提出、町長名でございます。

この関係につきましても、条文等をご覧を頂きたいと思いますが、これも議案第４７号と同様北海道医療給付事業の事務取扱これが一部改正がございまして、先程申し上げました障害者の害が漢字からひらがなへの表記ということで、併せまして本条例も文言の整理したものでございますのでよろしくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４８号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１２、議案第４９号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第49号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。平成22年6月17日提出、町長名でございます。

改正条文につきましてはご覧の通り数字の羅列になってございますので、朗読を省略致しまして提案理由を申し上げます。

まず、概要でございますが平成22年度の保健税の必要額これは1億2千734万9千円という風に算定がなされておりました、この必要額を現行税率で試算を致しますと、約3千100万円の歳入不足が生ずるということが見込まれております。また、この必要額を全て国保税で確保しようと致しますと、1世帯当たり平均で24万5900円程、1人当たりでは平均12万9千円程の負担と試算をされたところでございます。前年度の負担額1世帯当たり19万9264円、1人当たりでは10万3451円、これと比較いたしますと1世帯当たりで4万6639円、1人当たりでは2万5558円と被保険者の負担水準が極端に増加をしてしまうことになるわけでございます。このことから基金から2500万円を繰入を致しまして、この負担額が前年度と同程度の水準になるように調整を致しまして、税率の改正を行ったものでございます。なお、先程開催されました国保運営協議会においても説明を申し上げまして、承認を得たものでございます。

では、別にお配りをいたしてございます税率の算出資料というのがそれぞれお手元にあるかと思いますが、これをご覧を頂きたいという風に思います。まず算出資料の1枚目のA4横版になっておりますそんなやつでございます。

平成22年度国民健康保険税率算出資料というものでございますが、まず表の右肩の方の表ですね、税率であります、この表をご覧を頂きたいと思っておりますけれども。それぞれ税率の中で医療分、介護分、後期支援分とそれぞれ網掛けとしてる部分が今回改正後の税率でございます。まず医療に係る改正でありますけれども、所得割3%を3.1%へ引き上げ改正、均等割で1000円の減額、平等割につきましては600円とそれぞれ減額の改正をいたしてございます。

次に介護分でございますが所得割0.9%を1.0%へ引き上げの改正。均等割で200円の減額改正でございます。後期支援分では所得割0.85%を1.35%へ引き上げの改正、均等割、平等割ではそれぞれ1800円の増額改正とさせていただいたものでございます。

次に低所得者に対する減額措置の改正であります、均等割、平等割を改正したことによりまして、それぞれ7割、5割、2割を乗じた額に改正になるものでございまして、これにつきましては同じ頁の表にございます、3低所得者の軽減額。この表をご覧を頂きたいという風に思います。

では次の頁をお開きを願いたいと思っておりますが、国民健康保険税の階層割合という

表でございますが、この内1世帯当たりの課税額と1人当たりの課税額の欄の計欄をご覧を頂きたいと思いますが、まず1世帯当たり1人当たりの負担額でございます。2千500万円を基金から繰入を致しまして、1世帯当たりの医療、介護、後期の負担額の合計、合計額出てございませんけれども、21年度19万9264円に對しまして、改正後は19万6384円となりまして、平均2880円の軽減となっております。1人当たりのそれぞれ医療、介護、後期の負担額合計では21年度で10万3451円に對しまして、改正後におきましては、10万2529円となりまして、922円と若干ではありますけれども軽減となっております。

次の頁お開きを願いたいと思いますが、北空知管内市町のそれぞれ賦課の状況でございます。22年度の改正案でございまして、深川、雨竜が公表されてございませんけれども、その他の町の賦課状況を取りまとめたものでございます。1世帯当たり、1人当たりの平均課税額欄の22年度、網掛けとした部分の計の欄をご覧を頂きたいと思いますが、これをご覧をいただきますと、幌加内は別と致しまして水準的には沼田町が1世帯当たり、1人当たりとも1番低い水準となっております。他町のことなんで余り申し上げられませんが、こうしてみますと1番水準が高いのは北竜町でございまして、1世帯当たりで24万5千円ほど、1人当たりで11万8千円という風な負担になってございまして、これと比較致しますと相当沼田町の負担水準は低い水準となっているというのがお分かりをいただけるものという風に思っております。

次の頁お開きを願いたいと思いますが、税率改正によります影響額として参考までにそれぞれのパターン毎に表にしたものでございます。これはあの試算の前提と致しましてそれぞれ比較する所得、これを同額の場合としてございます。実際のところは21年度の所得につきまして総体で減少いたしてございますので、これにつきましては参考としてお目通しを願いたいと思います。同じ所得だとしたときに、その下段にそれぞれ書いてございます。医療分、後期支援分、介護支援分でどの程度影響がかかるかという風になっておりまして、若干増額という風にこう見える要素は多分にある訳でありますけれども、総所得落ちてございますので、先ほど申し上げました1世帯当たり、1人当たりの負担額の水準は21年度よりも下がっているというのが、平均ではありますけれどもそういう状況であるという事でご理解を頂きたいという風に思います。

以上で提案理由とさせて頂きたいと思います。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４９号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案の一括議題についてお諮り致します。この際議案第５０号及び議案第５１号、並びに議案５２号、並びに議案５３号を一括して議題と致したいと思います。これに意義ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）異議なしと認めます。よって、議案第５０号及び議案第５１号、並びに議案５２号、並びに議案５３号は一括して議題とすることに決しました。

日程第１３、議案第５０号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、及び日程第１４、議案第５１号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、並びに日程第１５、議案第５２号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、並びに議案第１６号、日程１６号、議案第５３号北海道市町村備荒資金組合規約の変更についてを一括して議題と致します。提案理由の説明を求めます、総務課長。

○総務課長（神 憲彦課長）議案第５０号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。地方自治法昭和２２年、法律第６７号、第２８６条第１項の規定により北海道市町村総合事務組合規約を次の通り変更する。平成２２年６月１７日、町長名でございます。

次に議案第５１号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。地方自治法第２８６条第１項の規定により北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。平成２２年６月１７日提出、町長名でございます。

次に議案第５２号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。地方自治法第２８６条第１項の規定により北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次の通り変更する。平成２２年６月１７日提出、町長名でございます。

改正条文についてはご覧頂きたいと思いますが、いずれの議案におきましても先の支庁制度改革に伴い、北海道総合振興局、及び振興局の設置に関する条例がこの

4月1日から施行されたことにより、支庁名等の名称を変更するものとなっております。なお、この規約につきましては附則で記載をさせていただいておりますが、地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行するものとなるものでございます。よろしくご審議の程をお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）続きまして議案第53号、北海道市町村備荒資金組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合規約を次のとおり変更する。平成22年6月17日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例、これが平成22年4月1日から施行されたことに伴いまして、組合規約第6条中、町村選出議員の選挙区域に関する規定を変更する必要性が生じたものでございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第50号及び議案第51号並びに議案第52号並びに議案第53号を一括して採決致します。お諮り致します、議案第50号及び議案第51号並びに議案第52号並びに議案第53号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって議案第50号及び議案第51号並びに議案第52号並びに議案第53号は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第17、議案第54号。平成22年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい、議案第54号、平成22年度沼田町一般会計補正予算について。平成22年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成22年6月17日提出、町長名でございます。

〔以下、議案の朗読（2項以下省略）〕

○財政課長（辻山典哉課長）予算説明の前に一般会計補正予算書の全面取替えをさせていただいてございます。この件について若干お話をさせて頂きたいと思っております。

が、正直に申し上げますと補正の中で子宮頸がんの予防ワクチン接種委託料という、新規の施策を盛り込んだところでございますが、対象の女子中学生でございますね、生徒数３７名という人数を３５名という風に積算をされてございまして、この予算計上誤りが、を判明を致しまして不足の２名分を増額をして予算の再編成を行ったものでございまして、これにつきまして取替えをさせていただいたところでございます。事前に財政課のチェックできっちりしておればよかったわけですが、チェック漏れがございました、お詫びを申し上げます。よろしくご理解いただきますようお願いを申し上げます。

それでは９頁歳出の方お開きを願いたいと思います。まず２款の総務費１８目の国際交流費であります、１５万円ポートハーディ交流協会補助金の増として予算を計上いたしましたものでございます。これにつきましては、建設業協会及びライオンズクラブからの指定寄附金を財源としているものでございまして、交流事業の充実を図るために充当されるものという風になってございます。

次に３款民生費の１目社会福祉総務費であります、１２７万１千円の増額でございます。まず１９節の負担金補助及び交付金６０万円でございますが、遺族会の道外視察研修交付金としての増額でございます。遺族会の道外視察研修でございますけれども、戦争の悲惨さを風化させることなく、恒久平和の趣旨を育み併せて戦没者遺族援護の一環としての福祉事業として、研修交付金として計上したものでございます。２８節の繰り出し金につきましては、６７万１千円。国保の特別会計の繰り出し金でございますが、これは事務費繰り出し金としての増でございます。

７目の老人医療費であります、２０４万円の増加でございます。２８節繰り出し金の増でございまして、後期高齢者特会に係ります繰り出し金でございます。２０４万の内容でございますけれども、健康増進事業と致しまして後期高齢者温泉優待事業に対する繰り出し金、これが７７万３千円でございます。残り１３２万２千円につきましては、後期高齢者インフルザ予防接種に対します繰り出し金として計上したものでございます。

次に８目のグループホーム費であります、１９１万９千円の減額でございます。４節の共済費、７節賃金。それぞれこれにつきましては、臨時職員の配置換えによりまして、不用になったことこの部分を減額をさせていただいたものでございます。

次の頁をお開きを願いたいと思いますが、４款の衛生費でございます。２目の健康推進費でございまして、１４７万９千円の増額でございます。委託料としまして子宮頸がん予防ワクチン接種委託料でございますが、全額公費負担の新規施策でございます。対象につきましては中学校の女子生徒１年生から３年生まで３７名分、３回接種を沼田厚生病院に委託をするものでございます。なお、財源欄に１５７万

2千円という風にその他財源でございます。これにつきましては後期高齢者特会のインフルエンザ接種事業に係ります特会からの負担金分、戻る部分を財源計上したものでございまして、子宮頸がんワクチンにつきましては純単独の一般財源として174万9千円を計上してるものでございます。たまたま歳出ベースがなく財源だけが計上されたということでございまして、子宮頸がんの財源ではございません。

2項清掃費の2目塵芥処理費で133万5千円であります。中北空知廃棄物処理広域連合の負担金でございますが、これにつきましては行政報告にもございましたとおり、国の平成22年度のいわゆる補助金の内示におきまして後期連合が建設する施設整備費が内示されたことによりまして、23年度事業の一部が前倒し実施ということになったことから、かかる負担を増額補正をしたものでございます。

次に5款労働費の2目緊急雇用創出事業費で1千万円であります。1千万円全体、委託料の増ということで計上致してございます。これにつきましては平成21年度国の2次補正で創設をされてございます。重点分野雇用創造事業の実施に係ります緊急雇用創出事業臨時特例交付金、これの追加交付によりまして北海道が基金に73億5千万を基金積み増しをしたところでございます。これを受けまして本町には1千万円の追加配分がございまして、全額道費を財源と致しまして予算計上したものでございます。実施事業につきましては3事業でございます。雪冷房によりますイチゴの栽培事業、高齢者地域支援事業は一とふるぬまたの設立準備事業、観光情報データデジタル化及び観光PR事業、この3つの事業の実施予定としてございます。

次に6款農林水産業費であります。6目の農業総合対策費で200万円の補正額で増額でございます。食糧貯蔵流通基地構想推進協議会へ対しまして200万円の補助金を支出するわけでございますが、北海道施策の地域作り総合交付金事業、これを受けての200万円の事業でございます。2分の1財源として100万、国道支出金として計上致してございますが、雪エネルギー利用普及推進事業と致しまして沼田町の食糧貯蔵流通基地構想推進協議会へ支出するものでございます。事業内容につきましては、道内外におけますPR事業と致しまして、雪冷熱の体験事業、あるいは雪利用関連商品のPR事業、試食会等でございます。また、香港のフードエキスポでの雪関連商品等のPR、あるいは雪関連の加工品の施策研究事業、その他PR用のグッズ作成こういったものが主な事業内容となってるものでございます。

次の頁お開きを願いたいと思いますが、7款商工費であります。1目の商工業振興費で750万円の補正額でございます。経済活性化対策支援事業補助金と致しまして、750万円の追加をしたものでございます。行政報告にもございましたリフォーム事業でございますが、5月20日を申請期限として受付を致しましたところ103件、総工事費で1億71万3千円、助成額で1668万6千円となったところでございます。町としましては当面2ヵ年のサンセット事業と致しまして、1千

万円予算に対し不足する額 6 6 8 万 6 千円と、今後設計変更等に対応できるよう若干上積みをして、7 5 0 万円を増額補正としたものでございます。

次、8 款の土木費 1 目道路橋梁維持費でございますが、3 4 0 万円の補正増でございます。工事請負費と致しまして町道幌新ダム線の横断管の改修工事これを計上したものでございます。町道幌新ダム線横断管の破損によりまして、路床の土砂が流されて決壊をしたことから横断管の敷設替えを行いまして、町道の復旧を図るものでございます。なお、財源の中で国道支出金で 2 8 0 万円計上されてございますけれども、これにつきましてはこの改修費用の財源ではございませんで、これにつきましては、社会資本総合整備交付金によります除雪対策経費、この交付金の追加配分があったことによります、いわゆる除雪経費の財源としてこの国道支出金に財源計上したものでございます。今回予算計上の事業財源ではございません。

次に 2 目の道路新設改良費であります。4 8 0 万円の追加補正でございます。町道東予中央線の凍雪害防止工事の増でございます。これにつきましては、東予中央線の凍雪害防止事業の国の交付金、この対象額が 2 5 0 万円追加配分がなされたことと併せまして、事務費当初予算で 2 3 0 万円計上してたわけですが、これを工事費に振り替えまして、工事延長を 2 0 0 m から 2 2 0 m と事業量の拡大を図ったものでございます。

次の頁を開きたいと思いますが、9 款消防費、1 目の消防施設費でございます。2 0 1 万 4 千円でございます。深川地区消防組合に対します負担金の増でございます。これにつきましては、自然水利しかない幌新地区、ここの消火栓を 2 基設置するものでございまして、水道事業会計の受託事業となるものでございます。設置費 2 0 0 万円と併せて消火栓の管理負担金 1 万 4 千円を計上したものでございます。

次に 1 0 款教育費であります。教育委員会費で 3 5 万円の追加補正でございます。これにつきましては報酬の増でございます。教育委員さんの欠員となった 1 名分の補正増を計上したものでございます。

次の頁 1 3 頁を開きたいと思いますが、1 2 款の諸支出金、9 目の社会福祉基金費であります。1 8 1 0 万 3 千円を追加したものでございます。社会福祉基金指定寄付金を積み立てる予算でございます。社会福祉協議会からの指定寄附金の積立でございますけれども、指定管理受託者のデイサービス運営管理業務、事業推進等に係る収支差額を社会福祉基金に指定寄付することとされてございまして、基金の方が運用管理をするということにしたものでございます。

以上が歳出説明でございまして、次に 7 頁の方歳入の方にお戻りを願いたいと思います。

まず 7 頁 1 1 款の地方交付税でございますが、4 6 7 5 万 1 千円の減額でござい

ます。21年度の純繰越金を計上致しまして、特定財源を充当した結果一般財源オーバーとなった部分、これを交付税を減額を致しまして収支の均衡を図ったものでございます。決して交付税がそのものが減額になったわけではございませんで、あるいは洪水調整という捉え方をしております。

15款の国庫支出金であります3目土木費の国庫補助金455万円、道路橋梁費の補助金と致しまして追加をいたしたものでございます。それぞれ歳出の方で説明を申し上げました、東予中央線の交付金の追加交付、あるいは除雪費補助金としての追加280万円分の追加分これの計上でございます。

次16款の道支出金、4目の労働費の道補助金であります1千万円。これにつきましては緊急雇用促進、緊急雇用創出推進事業の補助金でございます、北海道の基金の方から町の方へ支出されるものでございます。

5目の農林水産業費、道補助金でございます。100万円でございます。地域作り総合交付金の100万円。これも雪エネルギー利用普及促進事業に対する補助金でありまして200万円事業の2分の1、100万円を北海道から受け入れるものでございます。

次の頁お聞き願いたいと思いますが、18款寄附金2目の総務費寄附金であります15万円、これにつきましては先程申し上げたとおり、建設業協会あるいは沼田ライオンズクラブからの指定寄付金を受け入れるものでございます。

次に3目民生費の寄附金であります1810万3千円、これにつきましても先程基金積み立ての方でお話申し上げたとおり、社会福祉協議会の方から寄付を受けたものを積み立てる財源としての受け皿でございます。

次に20款の繰越金、1目繰越金であります6331万7千円、繰越金全体8700万3千円の内明許繰越として繰り越したものが1868万6千円、これを控除致しました6831万7千円が純繰越金の内訳でございます。内当初500万円存置しておりますので、6331万7千円を増額計上したものでございます。

21款の諸収入の5目雑入でございます。157万2千円これは雑入として受けてございます。後期高齢者予防接種事業の負担金として157万2千円受け入れるものでございます。後期高齢者分に係りますインフルエンザ予防接種事業、これにつきましては後期高齢者特会へ係る経費を繰り出し致しまして、特会が実施したところでございますけれども、特会では連合からの助成金25万円があるために繰り出し額に助成金を加算した額を一般会計が受け入れる、そういった歳入となっております。

次に22款の町債であります、土木債で80万円。東予中央線の事業量が増加になった部分、これを起債と、起債の増加を計上したものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます、いただきよろしくご審議の程お願いを申

し上げます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。上野議員。

○5番（上野敏夫議員）はい、11頁のリフォームの補正なんですけど、今の説明では設計変更があった場合に、を見込んだ中で約80万ちょっとの予算を増額なってるんですけど、この設計変更についてあの町民ちゅうかま、リフォームに当たる103件の方にそのような周知徹底っていうか、ま業者だとかその辺を説明されているからこういう補正を組んでるんか、その辺どのように使われるんかお知らせ下さい。

○議長（杉本邦雄議長）開発課長。

○地域開発課長（横山 茂課長）はい。只今の質問でございますが、この申請が現在103件の申請が上がっているところです。通常満額ですと1件当たり最高限度額25万円の補助金ということでございますが、現在申請を受け付けている総額が1600万と平均約16万少々だったかと思います。業者の方にも当然そのような説明はしてございますが、いわゆる工事をやられる町民の方々がせっかくの機会なのでこの機会に違うところも直したいという、そういう場面も想定されるということから多少の余裕を見て今回の補正額とさせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○5番（上野敏夫議員）あの業者には説明されてるってこと確認したんですけど、今町民のその103件の町民にもその辺は説明はされた中であの事業採択してるんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、地域開発課長。

○地域開発課長（横山 茂課長）そのように認識をしてございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。はい、横山議員

○2番（横山忠男議員）11頁の道路橋梁幌新ダムの横断管ですか、これなんかあのどんなことになってるかわかってるんだよね、私はよく分からんのだけどあの左側の真っ直ぐ行った道路のあの崩れてる、道路崩れてるところですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）ダム線、決壊してる箇所はですね、幌新ダムの堤帯からですね、奥に1キロ位行ったところのですね沢地をせき止めてるような形になっている箇所でございます。そこの中がですね腐食を致しましてそこから水が吹き出て道路が決壊をしてしまったというような状況でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、横山議員

○2番（横山忠男議員）あの確か去年もちょっといじくったか、なんか修理したよ

うなことがあったと思うんだよね、ここに280万かあるからこれなんか災害かなんか起きてその関係で予算ついたんかなと思ったんだけど、実質は聞いていたら違うもんだからあの本当はあの春の雪解け水かなんかで災害になる場所でないかなちゅう気がするんだけど、どしてそういう災害の申請っていうかせんかったんかなと思って。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）今ほどお話致しましたように、昨年でもですね管が波板製っていうんですか、コルゲット管と言いましてそれがですね、実際にもう40年近く、施行から40年近く経っておりまして老朽化して腐食しまして、穴が空いております。昨年でもですね若干の大雨で決壊をして、1m位決壊をしました。で、それについては維持の中で補修をしております。で今回ですねこの連休のですね、4月の末から5月にかけてまして、高温になったこと、それから雨が降りまして雨竜川も異常に水位が上がった時ありましたね、あれと同じようにですね融雪出水が急激に来ましてそれでその水のですね圧力で、それまではですね沢とそれからダムの高さと同じだったんですね、で何でもなかったんですけども、異常に沢水の方が高くなりましてそこからサイホン現象っていうんでしょうか、弱いところを吹き抜いたということでございます。災害でないのかという事ですけれども、災害というのはこの場合横断管がですね、例えば小さくしすぎたということでそれを飲み切れなくて大雨が降ってそれを乗り越えて、道路を崩してしまったとかそういうこう、原因がある場合はあれなんですけれども、今の箇所につきましては老朽によりまして穴が空いてしまったということでございますので、災害復旧には当たらないというような判断をしております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、横山議員

○2番（横山忠男議員）本来ならああいうその道路決壊したことによって緊急の場合ね、通れないんだよね。だからもし町有林も奥にあるんだけど、春の火災なんかでも起きた時にあそこ通れないで大変困るんでないかなっていうかね、遠く回れば行けんわけでもないけど、そういう心配もあるんで緊急にやっぱり本当はこの補正予算以外で予算組むのが本当でなかったかなとこんな風にも思っておるし、いつごろ発注していつごろできるかその辺分かってればお知らせ願いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）本日ですね議決をいただければですね、発注、起工致しまして縦覧期間を経まして予定では今月末ぐらいには発注ができるかと思います。

○2番（横山忠男議員）終わりは。

○建設課長（谷口 勲課長）終わりはですね、1ヶ月若しくは1ヵ月半ぐらいあればですね、復旧できるかと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５４号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１８、議案第５５号。平成２２年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（中山利之園長）はい、議案第５５号。平成２２年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成２２年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２２年６月１７日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、議案の朗読（２項省略）〕

○和風園園長（中山利之園長）今回の補正予算の主な内容をご説明致します。歳出におきましては、旅費及び負担金、補助金及び交付金として４月１日付の人事異動に伴いまして、施設管理者の資格取得、社会福祉主事という事で資格が必要になります。それに伴う交通費と負担金の経費、それと基金の積み立てによるものです。歳入におきましては前年度の繰越金の増額をしたものであります。

５頁をお開き願いたいと思いますが、上段と下段とで下段の歳出でございます。１款総務費、補正額９５１万７千円の増額で１億３７８４万円でございます。１２節の役務費３万８千円の増、役務費を委託料と表現してますが後で訂正していただければと思います。この中身としましてはですね、社会福祉施設の賠償責任保険料を計上しております。出先施設における医療行為で事故発生をした場合、現在のところ事故に伴う保険に加入していなかったために今回加入するものでございます。２５節の積立金９２９万２千円の増額をしております。これにつきましては２１年度繰越金から必要経費を差し引いた額を積立をするものでございます。

上段の歳入でございますが、５款の繰越金でございます。９５１万７千円を増額し、総額１０５１万７千円でございます。

以上で説明を終わりますがよろしくご審議の方よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質

疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第55号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第19、議案第56号。平成22年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（浅野信行園長）議案第56号。平成22年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成22年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成22年6月17日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、議案の朗読（2項省略）〕

○旭寿園園長（浅野信行園長）今回の補正の主な内容をご説明致します。歳出におきましては、備品購入費としまして衣類乾燥機を買い替えることと、基金の積み立て、歳入においては前年度の繰越金の増額と基金繰入金を落としたものでございます。

6頁をお開き頂きたいと思います。歳出でございます。1款運営費、補正額56万2千円の増額で3億6519万3千円でございます。12節役務費3万8千円の増でございますが、先程和風園の補正予算でもご説明がありましたとおり、社会福祉施設の賠償保健責任保険料を増額したものでございます。13節委託料20万2千円の増でございます。旭寿園の厨房における排水溝、グリストラップの点検料1万円と、清掃洗浄委託料19万2千円であります。これにつきましては本年1月厨房の排水溝に汚水がつまり逆流を起こした為、応急処置を施しておりましたが今回改めて点検を行うものでございます。点検の結果を見て清掃洗浄を検討するものであります。18節備品購入費、145万1千円の増額でございます。施設の備品として25年前の開設当初に購入した衣類乾燥機であります。ガスと空気の調整部分の不都合によりまして不完全燃焼を起こし、天井にススが付着しております。

業者点検においても調整が効かず、火災事故に繋がりがねないとの指摘がありましたので急遽購入することとしたものでございます。２５節３９６万１千円の増額、２１年度繰越額から必要経費を差し引いた額を積立とするものであります。

５頁へお戻り下さい。歳入でございます。４款繰越金でございますが１５７０万５千円を増額し、総額１６７０万５千円でございます。

５款１目の基金繰入金でございますが、当初繰入予定額の１１５０万２千円を１００５万３千円減額し、総額９万９千円にしたものでございます。

以上説明を終わります。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５６号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２０、議案第５７号。平成２２年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第５７号。平成２２年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成２２年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２２年６月１７日、沼田町長名でございます。

〔以下、議案の朗読（２項省略）〕

○住民生活課長（辻 広治課長）今回の補正の関係につきましては、平成、歳入の関係では平成２１年度の決算による繰越金の確定、また基金の繰入、税率の関係による税の関係、それと２１年度の療養給付費の確定により給付費の再算定により、の補正。これに伴う国庫支出金等の補正減額を行うものとなっております。

歳出から説明をしていただきます。１０頁をお開き頂きたいと思います。まず歳出の１款総務費の１目、失礼しました、１款１項の総務管理費の関係でございますが１３万７千円の補正増となっております。これにつきましては、レセプト請求方

式、方法の電算化に伴うシステム機器の更新経費に対する連合会の負担金増となっております、この財源につきましては全て国の国庫支出金の特別調整交付金で賄われることになっております。

続きまして2款の保険給付費の1項療養給付費と11頁2項の高額療養費であります、この予算、当初予算の算定の段階では過去の3年間の給付額の伸びを推計して予算計上としておりました、21年度の給付額が確定しまして、平成20年度に比較し約7%のマイナスとなっており、これに基づき再計算をしたところ、1項の療養諸費では1991万、失礼しました1999万1千円、それから2項の高額療養費では116万9千円のそれぞれ減少するということから、補正減としております。

次に11頁下段3款の後期高齢者支援金、それから12頁4款の前期高齢者納付金と、それから6款の介護納付金についてでございますが、これにつきましては支払い基金からの納付通知に基づきそれぞれ減額補正となっております。なっておりますので減額しております。

それから次10款のですね諸支出金3目の償還金ですが、2100、失礼しました、214万1千円の増額補正となっております。これにつきましては平成21年度に交付されております、国庫補助金の出産育児一時金の分が、の償還分が14万、それから支払い基金に対する21年度の保険給付費の精算による概算償還額208万1千をみておましてこれの補正を行うものとなっております。

次に歳入について説明をさせて頂きたいと思っております。頁は7頁に戻っていただきます。まず歳入の第1款の、1款の国民健康保険税ですが、3825万5千円の減額となっております。保健税につきましては先程議決をいただきました税率の改正の中でも触れられておりますが、税としての必要額が基金の繰入、また保険給付の減少等により当初予算を下回ることから、減額補正としたものでございます。

次に2款国庫支出金、1項国庫負担金の1目療養給付費の道の負担金ですが1878万2千円の補正減としております。この関係につきましては、歳出の方でも説明をしましたが22年度の保健給付が、の減少が見込まれること、また歳入の中でも後で説明させていただきます、前期高齢者の交付金が増加することから、交付基準額が減少したということで減額となっております。

それから2項のですね国庫補助金、1目のあの財政調整交付金の関係ですが、2449万3千円の減額となっております。当初普通調整交付金の算定の際にこの交付基準から、前期高齢者交付金を控除しないで計算を、算定をしていたところでございますが、前期高齢者の交付金を控除することが望ましいということで再計算をしたところ交付金額が見込めないと、算定の中で交付金額を計算していきますとゼロという事になってきております。それでこの分は全額補正減としております。こ

これはあの普通調整交付金の関係です。それから特別調整交付金の関係で13万4千円の増となっております。この関係につきましては先程歳出の方でも申し上げましたが、レセプト請求方法の電子化に係る連合会の負担金、これがこの部分で賄われるということでこの分が増額となっております。

次8頁の3款療養給付費交付金ですが、797万9千円の減額補正となっております。退職者被保険者に係る療養給付費の減少、それから後期高齢者支援金の減少したことからの交付金額も併せて減額という風になってございます。

それから4款の前期高齢者交付金ですが、4154万3千円の補正増となっております。この補正の関係につきましては、支払基金からの交付通知、年間の予定額が通知されて来ておりますが、それに基づきまして補正増とさせていただいております。

次5款の道支出金、1目財政調整交付金ですが、418万4千円の減額補正となっております。この関係につきましては一般被保険者の療育費の、まあ歳出の中でも説明してる通り療養給付費が減少、逆に歳入の方では前期高齢者交付金が増加しているということから、再計算に基づきましてこの分が減少が見込まれるということから減額をさせていただいております。

次に9頁の8款繰入金1項の一般会計繰入金の関係ですが、この67万1千円の増額補正となっております。これにつきましては歳出の総務管理費の財源となる、道支出金の調整交付金等がこの部分が減少されたことから、この減少分を一般会計からの繰入で充当するものでございます。2項の基金繰入金ですが、2499万9千円の増額としております。これはあの税の改正の中でも説明がありましたとおり、保険者の被保険者のですね、急激な増額、税負担を避けるというような、軽減を図るというようなことから基金の取り崩しを予定しております。なおあの平成21年度末の基金保有額は1億2800万になってございます。

9款の繰越金につきましては21年度の決算の確定に基づきまして補正をしたものでございます。

以上説明を終了させていただきますがご審議の程よろしくお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第21、議案第58号。平成22年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（吉田憲司課長）議案第58号。平成22年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成22年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成22年6月17日提出、沼田町長名であります。

[以下、議案の朗読（2項省略）]

○健康福祉課長（吉田憲司課長）今回の補正につきましては21年度決算に伴う繰越金の確定、国道負担金の精算、還付の補正予算となっております。

6頁をお開き頂きたいと思います。1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費と2目認定審査費間の予算の調整をさせていただき、7節賃金科目を設けてございます。この関係につきましては現在準備を進めております高齢者等見守りサポートは一とふるぬまたが住民に周知されますと、相談や現地確認が相当数増えると見込んでございます。そんなことから現在、介護認定の一時判定を当課の職員がやっておるんですけれども、時期によっては間に合わないことが想定されることも考えられまして、そんな関係で賃金科目を設けまして臨時の在宅保健師によりまして一時判定を行う為の賃金を設けさせていただいてございます。

それから3款基金積立金でございます。1目介護給付費準備基金積立金125万7千円の増額でございます。この関係につきましては20年度の繰越金から国道等の還付金を除いた分を基金に積み立てる部分でございます。

それから3款諸支出金でございます。1目第1号被保険者還付金、この関係につきましては21年度に死亡された方の年金停止手続きが遅れたために、保険料が年金天引きとされたために町へ振り込まれたものを、22年度に入ってから納付通知がありましたのでその還付として9千円を見込んだものでございます。2目償還金でございます。387万4千円の増額という風になってございます。平成21年度歳出の確定により国道等に返還をする為の増額する予算という風になってございます。

次に1枚戻っていただきまして、5頁お開き頂きたいと思います。歳入の方でございますけれども、3款支払基金交付金でございます。1目介護給付費交付金69万3千円の増額でございます。平成21年度の支払確定により、支出の確定により

まして過年度分として交付金を受けるための増額予算になってございます。

それから3款繰越金、1目繰越金でございます。21年度の繰越額確定によりまして、444万7千円を増額するものでございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくご審議頂きたいと思えます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第22、議案第59号。平成22年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第59号。平成22年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成22年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成22年6月17日提出、沼田町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しま

した。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２３、議案第６０号。平成２２年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第６０号。平成２２年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成２２年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２２年６月１７日提出、町長名でございます。

〔以下、議案の朗読（２項省略）〕

○住民生活課長（辻 広治課長）今回の補正の関係につきましては先程一般会計の補正の中でも触れられておりましたが、本年度特別会計の中で実施致します長寿健康増進事業、これはまあ温泉の優待事業とそれから健やか推進事業、後期高齢者のインフルエンザ予防接種助成事業に係る経費の計上。それから歳入についてはその財源となる一般財源、一般会計からの繰入金及び広域連合からの交付金の、を補正増額するものでございます。

（「説明省略」の声あり）

○住民生活課長（辻 広治課長）よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第６０号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２４、議案第６１号。平成２２年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口勲課長）議案第６１号。平成２２年度沼田町水道事業会計補正予算について、平成２２年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２２年６月１７日提出、町長名でございます。

[以下、議案の朗読（２項省略）]

○建設課長（谷口 勲課長）今回の補正につきましては、先程一般会計補正予算で説明ありました幌新地区に消火栓２基を設置すること、及び維持管理費の増額でございます。

６頁をお開きください。中段でございます。収益的支出でございます。１項営業費用２０１万４千円の増額でございます。３目受託工事費２００万円の増額でございます。幌新地区に消火栓２箇所を設置するための増額でございます。場所と致しましては、道々達布石狩沼田停車場線、青木地先前及び会館前を予定してございます。

次に収入を説明いたします。上段でございます。収益的収入、１項

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（谷口 勲課長）よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第６１号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２５、議案第６２号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、町長。

○町長（西田篤正町長）議案第６２号。教育委員会委員の任命についてでありますけれども、平成１７年９月３０日任期満了によって欠員となっていた分についてですね、下記の方を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定によって議会の同意を求めるものであります。提案を申し上げますにつきましては、住所は沼田町南１条３丁目９番１号、お名前は筒井由美、あの筒井、竹冠の筒井ですね、それに自由の由に美しいと書きます。生年月日は昭和３９年１２月１９日生まれ４５歳です。

提案理由と致しまして、本人の学歴でありますけれども昭和５８年３月に大阪府立

島本高等学校を卒業後、ハワイ州立大学の英語集中コース、あるいはサンディエゴ州立大学のTOFLコースを卒業、あるいはその後キャノンビジネスカレッジホノルル校の卒業ということで、高校を卒業以来英語の語学を高める為に海外での研修を積まれています。職歴につきましては昭和、卒業後63年5月から東京と大阪の民間会社に勤務され平成4年の3月からパシフィックハイタックという会社でハワイで勤務をされた経歴があります。現在は結婚されて無職でありますけれども、平成17年には沼田幼稚園の副会長、PTAの副会長ですね。それから18年以降沼田小学校のPTA会のPTAの副会長として活躍され、ご承知の通りポートハーディ派遣団の通訳を何度も、今年もそうでありますけれども引き受けをされ海外での様々な活動をされてる方でありまして、現在の国際社会での中での教育委員としての最適任者と思ひまして提案をさせていただきますので、ご同意賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第62号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

（報 告 事 項）

○議長（杉本邦雄議長）日程第26、報告第1号。繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第1号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第1号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第1号は報告のとおり受理することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２７、報告第２号。株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第２号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第２号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第２号は報告のとおり受理することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２８、報告第３号。財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第３号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第３号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第３号は報告のとおり受理することに決しました。ここで暫時休憩致します。４０分まで休憩いたします。

１６時２７分 休憩

１６時３８分 再開

（日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今事務局より発議他３件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第２９、発議第２号、行財政調査特別委員会の設置について。日程第３０、意見案第５号、北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書案について、日程第３１、意見案第６号、石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める要望意見書案

について、日程第３２、意見案第７号、ワクチン接種に関する意見書案について、以上４件日程に追加することに決しました。

(発議の審議)

○議長（杉本邦雄議長） 日程第２９、発議第２号、行財政等調査特別委員会の設置についてを議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認め説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。発議第２号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

(意見案の審議)

○議長（杉本邦雄議長） 意見書案の一括議題についてお諮り致します。この際意見案第５号から第７号までを一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって意見案第５号から７号は一括して議題とすることに決しました。

提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。それでは意見案３件を一括して採決致します。お諮り致します。只今の意見案３件は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって原案通り関係機関に提出することに決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で、本定例会に付記された案件は全て終了しました。これにて平成２２年第２回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

１６時４１分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員